

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

3番、北村議員の質問を許します。3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） おはようございます。

議長に発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、来年度の予算編成を問う。

美浜町の現状を端的に言いますと、ふるさと納税が好調がゆえ、たくさんの寄附金が集まる仕組みがここ数年、安定的にできている。そして、寄附金は一般家庭に置き換えると貯金。貯金がたくさんできて家庭での生活が潤い安定していく。これを当町に置き換えると、財政調整基金であります。財政調整基金とは、自治体が年度間の財源の不均衡を調整するための基金のことです。ふだんは財源に余裕がある年度に積み立て、大規模災害や税収減などで財源が不足した際に取り崩して活用します。これは地方財政法で措置が義務づけられている基金であり、経済変動や不測の事態に柔軟に対応し、財政の健全な運営を図ることを目的としています。

財政調整基金の目安額は各自治体によって異なりますが、一般的には標準財政規模の10%程度が目安とされています。自治体によっては、大規模災害時の初期対応費を考慮し、標準財政規模の20%相当額を初期対応費用として確保することを目安とする考え方もありますと記されております。この財政調整基金の使い方と使う基準について、財政調整基金が増えているときこそ、町として将来にどう生かすかということが重要です。これらを踏まえて、当町の財政調整基金の増加傾向にあることから質問をしたいと思います。

1、ふるさと納税の税収により財政調整基金が増加しているが、来年度の予算編成において活用方針をどのように位置づけているのか。基金を取り崩す基準や、逆に積み増す基準を明確化する考えはあるのか。

2つ目、将来的なリスク（人口減少・災害・インフラ更新）を踏まえた中長期的な財政見通しをどのように描いているのか。

3つ目、ふるさと納税の税収分を町民サービスにどう還元し、どの分野に優先的に活用する方針なのか。また、使い道を明確にする考えは。

4つ目、来年度予算の重点施策は何か。限られた人材、予算の中で縮小・見直しを検討している事業はあるのか。

5つ目、地域課題への具体的対応として、人口減少、高齢化、子育て、産業振興、移住・定住、働き方支援など、新たに投資する計画があるのか。

以上、5点お願いします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

北村議員のご質問の1項目、来年度の予算編成を問うの1点目、ふるさと納税の増収により財政調整基金が増加しているが、来年度の予算編成において活用方針をどのように位置づけているのか。基金を取り崩す基準や逆に積み増す基準を明確化する考えはあるのかにお答えいたします。

本町の年度末財政調整基金残高の推移は、令和元年度末では10億8,356万円でしたが、令和6年度末では22億6,276万円であり、増加要因の一つが、ふるさと納税の増収によることは事実でございます。

予算編成における財政調整基金につきましては、基金の性質として毎年度において財源不足を補填するために多額の基金を取り崩して一般会計へ繰り入れてございます。その活用方針ということでございますが、美浜町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例において、積立て、管理、処分を定めているほか、毎年度示している予算編成方針においては、基金の繰入れは財政運営の長期的な安定を図るために可能な限り抑制に努めることと示してございます。

今までの財政調整基金に関する答弁においても、財政調整基金残額の推移から考えて10億円程度は必要であるとか、ほかの自治体が定める財政調整基金の管理方針を参考に、標準財政規模の10%以上確保することが望ましいという方針等を最低限の目安にしてございますが、当町では、財政調整基金を取り崩す基準や積み増す基準を明確化する考えは今のところございません。

2点目の将来的なリスク（人口減少・災害・インフラ更新）を踏まえた中長期的な財政見通しをどのように描いているのかにお答えいたします。

第6次美浜町長期総合計画や第2次美浜創生総合戦略、美浜町人口ビジョンに基づく将来人口・サービス水準の見通し、各分野の個別計画に基づく将来投資額の見込み、国・県の交付税や補助金、ふるさと納税等を含めた財源見込みを総合的に勘案しながら、中長期的な収支見通し、地方債残高、基金残高の推移を把握し、必要に応じて事業の優先順位の見直しを行うという考えで財政運営を行っております。

現時点では、将来負担率等主要な財政指標はおおむね良好な水準にあり、直ちに財政運営に重要な支障を来す状況にはないと認識してございますが、中長期的には税収等歳入の減少が見込まれる一方で、今後予定されている大規模事業への支出や地震・津波や風水害等の自然災害リスク、医療・介護等に係る社会保障関係経費の増加等、財政の硬直化が進行し公共施設やインフラの老朽化対策の必要性もあることから、楽観視できる状況ではないとも考えています。

このような状況下で、ふるさと納税の増収により財政調整基金に余裕が生じているときこそ、将来的に人口減少による町税等の減少や高齢化に伴う社会保障関係経費の増大に備

えつつ、財政運営の安定性を保つという観点から、計画的な基金の積み増しも重要であると考えてございます。

今後におきましても、行政運営の効率化を図り、自主財源の確保と基金積立てによる財政の弾力性の維持・向上に取り組むとともに、財政中長期シミュレーションを活用しながら、町民のニーズや地域の実情をしっかりと把握し、将来にわたり安定して暮らせる町づくりに向けて責任ある財政運営に努めてまいります。

3点目のふるさと納税の増収分を町民サービスにどう還元し、どの分野に優先的に活用する方針なのか、また、使い道を明確にする考えはにお答えいたします。

ふるさと納税のご寄附を頂く際には、寄附金の使途を選択できるようになってございます。その内容は、煙樹ヶ浜・松林の保全に関する事業、防災に関する事業、教育・文化に関する事業、健康・福祉に関する事業、スポーツ振興に関する事業、その他行政に関する事業となっております。こうしてふるさと納税を美浜町へご寄附くださった皆様の思いを、それを何とか活用していきたいという私の強い思いがあり、また、町づくりに生かしていくことが大切であることを重く受け止めてございます。

私の思いとしましては、「強く」「優しく」「美しい」まち美浜をスローガンとした防災・減災対策、道路・上下水道施設の更新や長寿命化等、暮らしの安心安全な基盤強化や子ども・子育て支援、教育環境の充実、高齢者支援、医療・健康づくり等、若い世代から高齢世代までが住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくりを目指してございます。煙樹ヶ浜等の美しい自然や住民の健康や産業振興を目指す町づくりという観点を基本的に持ちながら、各地区からいただく地区要望に対しても、可能な限り住民サービスとして幅広く還元したいと考えてございます。

使い道を明確にするということに関しましては、今のところ考えてございません。

4点目の来年度予算の重点施策は何か。限られた人材、予算の中で、縮小・見直しを検討している事業はあるのかにお答えいたします。

現在、着手している水産加工販売施設、小中一貫教育を視野に入れた小学校統合についても注力するとともに、各地区からいただく地区要望に対しましても可能な限り住民サービスとして幅広く還元したいと考えています。

また、縮小・見直しを検討している事業についてでございますが、今の時点で具体的にお示しするのは難しく、補助金等の支出については、支出先の決算状況等を確認し、補助金交付による効果や課題等を分析する見直しや、各計画においても具体的な数値目標に対する評価等定期的に見直しを行っているところでございますので、来年度予算編成の際にはお示しさせていただきたいと存じます。

5点目の地域課題への具体的対応として、人口減少、高齢化、子育て、産業振興、移住・定住、働き方支援など、新たに投資する計画があるのかにお答えいたします。

第6次美浜町長期総合計画や第2次美浜創生総合戦略に基づく将来人口、サービス水準の見直し、各分野の個別計画に基づく将来投資額の見込み等を総合的に勘案しながら各施

策に取り組んでまいりました。

また、このたび美浜町過疎地域持続的発展計画を更新し、今後も引き続き、移住・定住の促進、産業の振興、交通施設の整備、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、教育の振興、集落の整備等、総合的かつ計画的な対策を実施して持続的発展を図ることとしています。地区要望等での住民の皆様のニーズに対しましても、地域の実態を把握した上で可能な限りお応えさせていただきたいと思っております。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） それでは、再質問させていただきます。

この質問をさせていただく前に一つ、財政調整基金に関しましては今23億ぐらいですか。教育の資金で10億ぐらいですか。これもおかげさまでそういう2つ合わせて33億という莫大な金額があることを前提に、ちょっとお聞きしてほしいと思います。

この財政調整基金の使う基準の具体化についてはですね、少しこの答弁ではちょっと不安もございませう。ふるさと納税が最大の要因の一つには間違いありませんけれども、増加の要因がね。でも、一番はこのふるさと納税が今一番大きな、財政調整基金、教育の運転資金ということに対してですね、やっぱり一番大きな要因になっていると思います。財政調整基金の内訳を逆に変えているのが、ふるさと納税じゃないんかというところが見えます。

その財政調整基金に対してですね、関心のある方、関心のない方ももちろんございませうが、基本的にはですね町民にとっては、いつどのようにして使われているかっていうのがね見えにくい貯金でもあると思います。この使い方ではちょっと大丈夫なんかなって思うところがあるんです。先ほどの答弁でね、例えば計画を立てていないみたいな、取崩しの判断基準がないというのはね、ちょっと不安になるところがあるんですね。

ここで質問させていただきます。

1つ目にですね、取崩しの判断基準はなぜ必要ないと思われているか。これ1つ目です。

2つ目、この積み増しの条件、目安額。数値やルールを明確化して町民さんに分かりやすく示す考え方でいうのはできないんでしょうかという、これが2つ目。

もう一個、最低限の基準があっても、最低限の基準というのは、昔、町長が何年か前に私の質問でもおっしゃっていたように10億ぐらいが目安やという最低ラインを、まあ分かります。その辺の当時のことは分かります。10億ぐらいの目安というのも分かります。これを最低限とするなら、もう積み増すときの高い水準ちゅうことに対して何か正解というか、そういうのはないんですかね。どこまでいったらちょっと多いかというのはいないかと。そら多いほうがいいのは分かるんですけども、多いということは町民に対してのサービスの低下にもつながっているんじゃないかと、多いということはね。こういうのというのは、上限の限はあっても上はないんか。この辺の町長の見解を教えていただきたいです。これが1番目。

2つ目のね中長期的な財政見直しの見える化について、ちょっと質問させていただきま  
す。

一定のね説明を今いただきました。先ほどから答弁でもおっしゃっているとおり、町を  
取り巻く簡単にいったらリスクは確実にもう顕在化していています。

そこで、もう早速質問します。

この10年後、20年後ちゅうたら大層かも分かりませんが、見据えた財政シミュ  
レーション、これ作成していますよね。6年度のあれにも載っていましたから、作成し  
ていると思うんですけども、やっぱりこれが存在しているということはですねきちんと  
計画がなされているという判断で私らは考えます。それをですね私ら町民とかね議員はね、  
今後お示ししていただけるんか。財政はこんな考えているというのをお示しできるのかど  
うか、これが1点。

もう一点あります。ふるさと納税が仮にですね減少したとしましょう。その場合、どの  
程度までなら財政調整基金として、ふるさと納税なしで取崩しで吸収できていくのか、回  
っていくのかという、この想定を具体的に教えてください。いけるよっていうだけじゃな  
くて、何でいけるかの根拠。そうやないと、ふるさと納税がなかったら、皆さんももちろ  
んお気づきなんでしょうけれども、ないっすよね、税収。ふるさと納税で賄えているとこ  
ろって多分にあると思うんです。なかったときの対処といたしますか、具体的にちょっと教  
えてほしいです、想定。

3つ目、このふるさと納税、私ここに持ってきてます、町民サービスとの関係性を持っ  
てきてですね、ふるさと納税と一般財源が混在していると、私それをずっと懸念していま  
す。来年度予算を問うときに、これを絶対に入れようと思って今回入れています。このふ  
るさと納税というのは、全国の方々から美浜町を応援していただいている、いわゆる信頼  
のあかしですね。しかし、町民の皆さんからは、寄附金増えてる増えてるて言うている  
けれども、どこに増えてんのよ、どんなにして使うてんのよと。これはもう明確化してい  
ないと思います。実感湧いていないと思うんですよね。この辺でねちょっと一個、これか  
らね聞いてほしいことがあります。

まず、先こっち言います。このふるさと納税の質問をします、先に。

ふるさと納税の税収分についてで言うと、答弁でですね、ふるさと納税のご寄附をいた  
だく。ここに、このふるさと納税のご寄附をいただくには寄附金の用途を選択できるよう  
になっています。その内容は、煙樹ヶ浜・松林保全とかいろいろ防災、教育、健康・福祉、  
スポーツ振興に関することやということで、ふるさと納税の増収分は使うということと言  
うていました。こういうことって何にどう充てて幾ら使われているということが、町は把  
握しているかどうか。これをちょっと一回、松林に何ぼとか、福祉に何ぼしてほしよとか、  
スポーツに何ぼしてほしよという、こういう内訳があったら、今のふるさと納税の内訳、  
中身の内訳、一応区分されているでしょう。これをちょっと教えていただけますか。

もう一個質問は、私が再三申し上げていますように、ふるさと納税の基金等に積み立て

でこれからいくおつもりはないか。別々に分けてね積み立てていくおつもりはないか、この2点、この3番目をお願いします。

4番目、来年は町長もそうですし、私たち議員も最終年度ということもあります。こうして財政も安定してきている。ある程度、町長がやりたいこと事業なども成果もたくさん出てきてます。ふるさと納税も、冒頭にも言いましたけれども、基準以上になっています。町長は最終年度に何か大きな事業なりね、町民さんが幸せになるような事業、個人的には何かお考えでしょうか。これは具体的じゃなくても結構です。また言うたらやれって言われると言われたら悪いんで、具体的じゃなくてもいいです。何かある、私はこんなん持つてるんやというね町長のお気持ちをお聞かせください。

それと5つ目、財政調整基金とかです。ねふるさと納税を活用して、移住・定住という話、子育て支援、振興に将来に向けた施策に戦略的に投資する考えがあるのかっていうことです。可能性を検討するのではなく、来年度以降、具体的に進める意思があるのかどうか、具体的に教えていただけませんか。

この5点をお願いします。5つ分をお願いします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の再質問にお答えいたします。

今のご質問の総括的なことを申し上げます。

あとの分については、担当課長にも答弁していただきます。

やはりふるさと納税は、私になってから税収も少ないし何もやっていけない。私が就任したときは財調が8億円だった。そのときのもう予算査定はけんけんがくがく、本当にこんなところまで削っていいのかっていうところまで削らざるを得なかった。だから何を、やっぱり事業を進めるためには何かをしていかないといけないということで、ふるさと納税しっかりやろうということになりました。本当に全国の皆さんに応援いただいていることとございます。でも、このふるさと納税も、いつどうなるかっていうのが本当に不安です。共通返礼品も皆さんに協力していただいて今やっているところとございますが、そういうところもちょっと心配な部分もございます。

だから、本当に今までは答弁のときに、財調は10億円あったらいいなというふうには思っていたんですけども、いろんな借金、起債というのも増えてきております。それで、大きな事業もたくさんございます。そんな中で、やはりおうちでいう貯金ですね、それがなかったらとても不安で前に本当に進めないのではないかと。就任したときは、地区要望に対してなかなかお応えすることができなかったけれども、このふるさと納税の皆さんのご協力のおかげで、何とかいろんなことを進めていけるのは事実だと思います。

だから、そのためにはやはり今、いろんな事業をするのにも物価高騰で金額も増えておりますし、なかなかやっぱり10億では、今10億では前に進んでいけないのではないかと。不安がありますので、やはり本当を言うたら、私がお家のいろんなことを回しておりますので、本来でしたら借金分の貯金はしておきたいというのは本来の気持ちですけれど

ども、なかなかそういうふうになつたらすごい大きくなりますので、そこまではなかなか言いませんけれども、やはり半分ぐらいは貯金しとかなんだら、何かあったときに進まないではないかっていうふうにも考えてございます。

それと、来年、最終年度、何か大きな事業はないのかということですが、私としてはこういうことをしたいということを担当課のほうにも申し添えております。ただ、それが大きな事業なのかどうかって言われたら、どうかっていうふうに思いますけれども、そういうふうにも伝えております。

それと、ふるさと納税、住民さんがどこで使ったのか分からないというようなことでしたが、今後、何かやるとき、大きな事業をするときですね、これはふるさと納税の協力でできましたってというような何かシール貼れたらいいのかというふうには思います。コミュニティーでもシール貼ってますので、そういうことができたらというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、財政調整基金の積立ての判断基準はなぜないのかというご質問についてでございますが、そもそもの法律であったり地方自治法で、財政調整基金の基準を示すというものは定められていないというところが、まず根本的なところにあります。それぞれの各自治体でいうことでありますので、判断基準を示しているところも実際にはございますが、当町、美浜町としましては、従来、今現在でもそういった基準は明確には示していないということで、標準規模の10%、また20%、またその時々々の財政調整基金の残額の推移を見据えながら、最低限で目安を持って財政調整基金については維持しておるところでございます。

中長期の見える化についてのということですが、現在、美浜町としましては、そういったシミュレーションを活用しながら、将来の財政運営を見据えておるところでございます。今現在ですけれども、財政収支計画ということで令和3年から7年度、今年度までの計画期間を策定したものをホームページでも公開しておるところでございます。また、それに代わるものとして、財政中長期計画という形で今後10年後の状況を示したものをホームページで公開する予定としてございます。

あとは、ふるさと納税がなかったらどのような状態かということではございますが、実際、答弁にもありましたように、ふるさと納税の増額によって財政調整基金の増額、増収になっておるところ、これは事実でございます。またこれがなくなるとなればその金額がそのまま減ってしまうと。近年、9億、10億、また今年度は15億近くの見込みがある中で、単純にその半額がふるさと納税として町の財政として残る状態でありますので、丸々その金額がなくなるということになります。そういったことになると、今後見据えている各事業、また大型事業もございまして、今現在の財政状況でその事業の施策の実施を考えておるところでございますが、当然、今後なくなれば、その事業の見直しも実際、

極端に言えばできなくなる事業もある要素もございますので、そういったふるさと納税がなければということであれば、今現在の基金の状況を順次取り崩しながら、事業規模は縮小していくものと思われまます。

私からは以上です。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 北村議員にお答えいたします。

私からは、3点目にご質問いただきましたふるさと納税の寄附を募るに際しまして、寄附金の使い道というホームページに項目がございます。先ほど議員おっしゃいました煙樹ヶ浜の松林の保全に関する事業とかですね、そういう部分6点について、現在、寄附を募っているところでございます。

令和6年度の実績ベースで件数及び金額を申し上げます。

1点目でございます。煙樹ヶ浜・松林の保全に関する事業、件数につきましては4万8,894件、額にしまして5億393万5,750円。

2点目です。防災に関する事業、件数が1万469件、金額が1億790万3,800円。

3番目が、教育・文化に関する事業、3万8,499件、金額につきましては3億9,680万1,100円。

4項目めです。健康・福祉に関する事業、1万1,869件、金額は1億2,233万5,900円。

5番目、スポーツ振興に関する事業、4,068件、金額は4,192万8,800円。

6項目は、その他の行政に関する事業ということでございまして、件数が1万458件、金額につきましては1億778万6,300円というふうになってございまして、令和6年度の実績につきましては、合計12億8,069万1,650円の寄附を頂いたところでございます。

内訳につきましては、以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） また、先ほどふるさと基金の創設をというご指導もいただいておりますので、その基金の創設につきましては、従来も同様のご質問をいただきまして、その折に、今のところは基金の創設はせず、ふるさと納税の増収分については最終的には財政調整基金へ積んで、一般財源として活用していくという形のほうが町政運営の際にも今までの使い勝手がよいということがございますので、今のところはそういった基金の創設は考えてございません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） まとめて言うてくれたんで、答弁漏れないですか。3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 私も質問を珍しくいっぱい言うたんで、歳出でいっぱい言うたん

で、なかなか把握できていただけていないような質問も回答もございました。

財政調整基金に関しては、取組はできないよっていうことでよろしいですか。上限も分からないよっていうことでよろしいですか。

2番の中長期的なところ、財政計画はありますよっていうことで、いずれそのときがもし来るのであれば、また見せていただきたいなと思っております。

ふるさと納税のですね吸収の話も、財政もふるさと納税がなかったらできませんよっていうことも総務課長、おっしゃっていただいております。これを含めてですね、私はやっぱりちょっと気になるのが、ふるさと納税の使い道というか、使い道は百歩譲って使わなあかんとこに足りないというのはちょっと分からんでもないというところがあるんですけども、私、以前からずっと言うてるように、一般財源にふるさと納税を放り込んでしまうというこのやり方がねどうしても僕はちょっと納得いかない。

このふるさと納税って寄附者がおられて、美浜町のために、先ほど課長も言うていましたけれども、スポーツに幾ら入っている、松林に幾ら入っている、福祉に幾ら入っているというすみ分けをしながらやっているものを、そこには買いもんもあります。私もふるさと納税を詳しく勉強しているんで分かるんですけども、もう本当に買いもんだけの方もおられます。でも、逆に美浜町にいていう方、美浜町から出て行かれたすごく美浜町を愛している方々が、美浜町に寄附してくれているのも事実だと思うんですよ。

使いやすさか何か知りません。一般財源に放り込んでいうことは、それは使いやすいでしょ。そうやけれども、ふるさと納税が何ぼ入ってて何ぼ使ってて、あとどんだけふるさと納税が行けるんよという話、将来は分かりませんやん。そのときに、ふるさと納税の出入りぐらひは、色分けぐらひはちゃんとしとかなあかんと違います。これ、なぜ一般財源に放り込んで分からんようにしてしまうんかなと。

私らでもそうですやん。財布を持っててお金ばつと入って、人のお金じゃなくてもこれ使ったらあかんお金、これ振り込まなあかんよというやつをポケットに入れといたら知らん間に使っていることあるとちやいますか。ないですか。それ僕だけですか。そうやけれども、やっぱりそういう色分けぐらひはせなあかん。これは絶対思う。何ぼふるさと納税をやってもうて、何に使っているか分からんようなこういうねずさんなのは、これは絶対あかんと思いますよ。

私、ちょっといろいろ調べさせてもらいましたけれども、総務省からね出ている資料がありまして、ふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定ということで、要は簡単に言うたら、全国にふるさと納税をやっている自治体がありますと。ちゃんとふるさと納税はこんなに使っていますよ。こんなに入っていますよっていうのを全部調べているんですね、総務省は。その中には、やっぱりうちみたいにごっちゃにしているところもありますし、きっちり色分けしているところもあります。何とやっぱりご存じやと思いますけれども、きっちりしているところはもう1,788団体ぐらひある中のほぼほぼ、きっちりしてるんですよ。分かります。1,700団体以上がきっちりやっているんです、全国のですよ。その

使い道は分からんけれども、ふるさと納税はふるさと納税で分けていますっていうのも2、300団体あるんです。どっちもやってませんよっていうのはね46団体しかないんですよ。それ、うちなんです。うちは入っているんです。やっぱりそういうのをもう不細工とか不細工じゃないというような話は別にして、やっぱりもうちょっとねこれ考えたほうがええんとちやいますか。

基金は基金でやらんとすみ分けできない。また崩すときに大変なんは物すごい分かります。何ぼ何でも1,700団体はちゃんとやってんのに、46団体のうちに入るって、これでいいですか、町長。やっぱり考えなきゃあきませんよ、これ。もう何に使っているか分からんのも事実じゃないですか。ちょっと熱くなって言うていますけれども、ほんまに町のことを考えて、町民さんのことを思って、やっぱりちゃんとしていきませんかっていうことなんです。ここ町長、一回ちょっと教えてください。再々質問ですか、僕、ですね。ちょっとそれ教えてください。

それと、これも大事なんやれども。今3回目です。

もう一個、やりたいことっていうのも言うておられました。言えないというのは、これはもう致し方ないです。来年度、また言うてくれるんでしょう。

でもね、やっぱり町長、中学生議会でこの前、花火をやったらどうですかとかいろいろあったじゃないですか、イベント的なもんも。こういうのもね関係人口、やっぱり増えていると思うんです。こういうのもいろいろ、花火に限らずです、こういうのももっといろんなイベントも考えながら、お金最終年度に使ってみたらいいと思うんです。やけくその訳の分からんことに使うん違いますよ。ちゃんと町のために使ってみたらいいと思うんです。ちょっとたまり過ぎです。これは思っています。

以上、この2点だけお願いします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず最初に、議員がおっしゃる総務省のそういった情報について説明をお示ししていただきましたが、美浜町におきましては、数ある団体の中で公表のランクにつきましては、受入れ額実績を公表しておりますという部類に入りますので、議員がおっしゃる一番下位のランクの部類という部類ではなく、受入れ金額の実績は公表させていただいておるということだけ、まずは申し添えておきます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の再々質問にお答えいたします。

色分けしとかなあかんの違うかということ、使い道をきっちりしとかなあかんの違うかということですが、ふるさと納税を頂いているから今までできていなかった事業が進んできた、こういうことも本当に事実でございます。今、これを基金にしまえば、またそういう事業が進まなくなるのではないかという懸念があります。ですから、一般財源のほうに入れてですね、毎年。就任したときは取崩しもなかなか難しかったことを、今はそれ

こそ4億、5億という形で取り崩しているという状況でございます。

それと、花火なんか最後にやったらどうかということですが、中学校の子もそういうことは言っているんですけども、イベントていうのはなかなか難しく、商工会の青年部のイベントなんかにも、町からも一応協力というんですか、そういうこともしておりますので、中学生の方にもそういうイベントもやっておりますということで、答弁させていただきます。ですから、今のところ来年花火をやるという考えはございません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 北村議員。

○3番（北村龍二君） 一つ、まず総務課長の言うたその団体の話なんですけれども、そこにこだわるわけじゃないですけども、最近ですよ、それって、申し訳ないけれども。受注のやつは最近です。実績は最近です。一番下のランクにいてました。最近といっても去年ぐらいです。これは最近になって実績だけ、数値だけ提示しているんですよ。これは誤解のないように。今やっとなんかそこへいっただけです。実績金額だけ言うているだけです。そこに228団体です。数字もつと言うたら1,400団体、1,500団体近くがちゃんとやっているて言いたいんです。うちはそのランクの下の228団体の金額だけ提示しているよいうところを言うているわけなんです。その前で言うたら、もうどっちも提示していなかったんです。46団体で。だから、そこは数字だけきっちり、すみません、僕まちごうてたら悪いと、そういう解釈をされたら悪いと思って言うんですけども、そういう実績があるということです。これは私が言うていることも間違いないんですけども、それはどっちでもいいです。

町長の順調にやれているというのは、ただ使いやすいからともう今おっしゃっている。裏を返せば、使いやすいからと言うているんですけども、ほんまに町長、それでいいんですか。こだけやっているところがあって、ほたほかはみんな使いにくくてもやっているんですか、1,500団体は。あとの使いにくいからやってない団体が、228団体と46団体は使いにくいからやっていないんでしょう。でも、それでいいんですか。僕それものすごい不安になりますよ。

何でかというたら、ふるさと納税って永久に永遠にやれるもんじゃないじゃないですか。いつ廃ってくるわけじゃないじゃないですか。それが終わったときに、気づいたらもう財調にお金が残っていないですよ。同じペースでいくかいかんかは別として、毎年やっている予算を削っていきながら分かりませんが、いつなくなるか分かりませんよ。ぱっと見たらないですよ、多分、将来。

みんなに寄附していただいて、それもぼんぼんじゃないかも分からん、貯金もしてくれているけれども、ぱっと見たらないですよ、一般財源。税金ないですよ、うち。その辺ちゃんとやっとなんかどうですかということなんです。使いやすいからやれているからって、みんなやれていますやん、1,500団体。

もう一回、最後をお願いします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の再々々質問にお答えいたします。

そんなに財調がなくなるような使い方はいたしません。これは私も本当に財調のこの基金を取り崩すことも考えながら、皆さんの要望にもお応えしていておりますので、やはり将来のこと、将来のやっぱり人口減少によって税収もなくなるのではないかっていうことになったら、そういうばかばか使っていきたいというような気持ちもございませんし、もちろん教育施設の基金もですねもう10億はあるんですけども、まだまだこの10億ではまた少ない。物価高騰の折ですね、まだ積み増さないといけないということで、そちらにはまた積んでもいきますし、この一般財源に入れてしまうことについていうことについては、まだ今のところは別にするという考えはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

ただし、もうこれ基金にしないと駄目だよと、総務省からそういう通達がありましたら、そのときに考えたいと思っております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 次、いきます。

物価高騰への当町独自の対策について。

昨今の物価高騰により、町内の住民事業者の皆さんから、生活が厳しい、事業運営が苦しいといった声が数多く寄せられています。国や県による支援は講じられてきましたが、依然として負担感は大きく、地方自治体としての独自支援が求められていると考えます。

当町は、ふるさと納税が好調であり、財政調整基金も増加しています。この状況を踏まえると、住民の暮らしを守るための一時的な支援や生活基盤を強化する施設の実施は、可能であると考えます。

そこで質問です。

1つ、町長は当町独自の物価高騰対策の必要性についてどのように認識しているのか。

2つ、現在、当町独自の対策として検討している施策があれば具体的に。

3つ、ふるさと納税の好調や基金の増加を踏まえ、物価高騰対策に財源を充てる考えはあるのか。

以上、3点よろしくをお願いします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の2項目の物価高騰への当町独自の対策についての1点目、町長は当町独自の物価高騰対策の必要性についてどのように認識しているのかにお答えいたします。

現在のエネルギー、食料品価格等の物価高騰により、住民の皆様の生活に大きな影響を及ぼしているため、家計への経済的負担の軽減等の物価高騰対策は必要であると私も認識

してございます。そのため、今年度は第5弾みはま応援商品券事業として、対象者1人当たり1万円の商品券を発行することで家計への経済的負担の軽減を図ってきたところでございます。

2点目の現在、当町独自の対策として検討している施策があれば具体的にお答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援を現在検討していますが、この交付金については地域の実情に応じた支援が目的で、国からは、可能な限り年内での予算化と速やかな執行を求められているため、当町といたしましては、現金給付が一番早く住民の皆様を支給できるのではと考えているところでございます。

なお、現在、当町に対するこの支援に対しての交付金額が示されていないため、交付限度額が示されてから、改めて議会へ補正予算をお願いし、速やかに執行したいと考えてございます。

3点目のふるさと納税の好調や基金の増加を踏まえ、物価高騰対策に財源を充てる考えはあるのかにお答えいたします。

物価高騰対策の財源としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び一般財源を考えているところでございます。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 再質問させていただきます。

もうこちらは、1、2、3、一緒の話になるかと思えます。

このお話を聞く限りですね、町は何らかの物価高騰対策をしていただけるような感じにも見えます。国もですねそういうふうな動きをしているということで、お隣の町でもそういう感じにはなっていました。それがどんな内容なのか、本当にしますて言うてくれないんであれなんですけれども、していただけるんかなあぐらいのお話になると思うんですけれども、まずその辺のかなり厳しいよ、町民さんも厳しいよ、事業をやっているところも厳しいよという認識がありますかということです。今現状、そういう厳しさの認識はございますかということが1点と、もし何かやっていたらできるのであれば、少し教えていただくことは可能なのか。この2点だけお願いします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の再質問にお答えいたします。

もちろん、最初のところで答弁させていただいております。本当に私も認識はしてございますので、そういうところで皆さんにいち早くお届けできたというふうに思っておりますので、今のところなんですけれども、おこめ券は考えておりません。現金で考えているところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） これ国からどれぐらいの交付金がやっていたらできるのかというの

が、ちょっと御坊さんを参考にさせていただいたら、町長はどれぐらいをお考えですかね。うちにまだ入っていないですね。今後入ってくるとなると、どれぐらいお考えでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 北村議員にお答えいたします。

これはあくまで想定でございますけれども、前回の重点支援地方交付金、いわゆる物価高騰対応重点支援地方創生交付金でございます。令和6年度ですと3,421万3千円という交付限度額がございました。国のほうでは、約今回は、約330%以上というような数字をいただいております、単純に計算いたしますと約1億2千万ぐらいかなあというような想定を現在しているところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 再質問。北村議員。

○3番（北村龍二君） そしたら、現金を支給されるということでお話、今伺いましたけれども、やっぱりそうしたら1人3万ぐらいにやっていただけるということで、1億2千万ですよ。2万やったら約1億2千万ですよ。約。手数料要りますね。それを国から頂けるあれなんで、町としても、やはりそこに1万円を上乗せして3万円ぐらいで、ぜひとも町民さんに潤っていただけるようにと私は今考えておりますが、町からもお願いしたいということを最後にさせていただきます。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の再々質問にお答えいたします。

前回の第5弾はま応援商品券についても倍ですね、町から一般財源から出しております。1人幾らというのはここではちょっとまだ申し上げませんが、ほかにもまだしないといけない部分があると思います、それを用いて。住民さんだけではなしに。そこら辺も考えながら対応していきたいと考えております。

○3番（北村龍二君） 終わります。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩します。

再開は10時15分です。

午前十時〇〇分休憩

—————・—————

午前十時十五分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

6番、碓井議員の質問を許します。6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 改めまして、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従って質問を行いたいと思います。

9月議会でもお尋ねしましたが、一時避難場所についてお尋ねします。

前回の答弁では、災害備蓄品の充実を目指してくれるとのことでした。それはそれで大変重要なことだと思います。しかし、前回もお伝えしましたが、熱中症を発症する可能性

のある施設は、何とかしなければいけないのではないのでしょうか。また、これは暑さではありませんが、先日発災した青森近海の地震による津波警報発令時に思ったのは、よその地域のこととはいえ、この時期、夜、高台等に子どもや老人の方々が弱者と言われる人々が、いつまで続くか分からない避難をしなければならない、そう思うと大変心が痛みました。

また先日、地震津波対策の先進地ということで、静岡県や静岡県内市町に行政視察に伺いましたが、こちらでも一時避難場所の快適性を追求しているように感じました。本町においても、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

そこで質問です。

熱中症等のリスクのある一時避難場所を改修するお考えはありませんか。よろしくお願ひします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の1項目のご質問、一時避難場所についての熱中症等のリスクのある一時避難場所を改修する考えにはお答えいたします。

第3回9月定例会での一般質問において、今年7月に発生したカムチャツカ半島付近の地震を教訓に、熱中症対策については、災害用備蓄品を順次購入に向け、できることから進めていきたいと考えていますと答弁させていただきました。また、12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震を踏まえ、熱中症対策のみならず、防寒対策を含めた季節に応じた災害用備蓄品が必要であると考えており、現時点においては、一時避難場所の改修は考えてございません。

ただし、一時避難場所の多くは屋外にあり、寒暖及び雨対策については、松原地区高台、上田井地区高台に全方幕テントの配備などにより対応しておりますが、前2か所の高台を含むほかの一時避難場所については、まだ備蓄が不十分であるのが実情であります。つきましては、できれば全ての一時避難場所において、備蓄品を購入できないか検討しているところでございます。

なお、具体案でございしますが、日よけ、防風や雨の対策にタープの配備を考えており、熱中症対策については、塩分チャージ、瞬間冷却パックの購入等、また防寒対策については、懐炉の購入等、これらは一時避難場所の快適性を追求するものではありませんが、気候のリスクは軽減できるものと考えております。

なお、避難については原則、自力での避難をお願いしていますので、避難の際には、今後、季節等に応じた避難用品の確認も含め広報等で周知するとともに、自助で対応が難しいものについては、各地区自主防災会とも連携し対応してまいりたいと思います。

○議長（繁田拓治君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） では、再質問となります。

まずは、ただいまの町長のご答弁がありました。前2か所の高台を含む他の一時避難場所については、まだ備蓄が不十分であるのが実情です。つきましては、できれば全ての一

時避難場所において備品を購入できないか検討しているところでございますとのことだが、今までは各地区の一時避難場所の備蓄品については、各地区の自主防災組織において用意することになっていたと思いますが、これは町で準備していただけるのでしょうか。また、日よけや暴風、雨対策のためにタープ等の配備等、いろいろ対策を考えてはいますが、やはり冷暖房ができる等、快適性を求めたいと思います。

今回の青森近海の地震による津波避難の折にも、車による避難が多く渋滞のために非常に時間がかかった。津波の到達時間をはるかに超えるぐらいの時間がかかっています。また、高台に到着しても既に駐車場所もなく、ほかの場所を探す、違う高台を探すというようなことが起こっていると、テレビのニュースで言っていました。これも一時避難場所での快適性を個人的に追求した結果ではないかと、そのように思います。そのことによって避難速度が遅くなるようでは本末転倒かとも思われます。

今すぐどうかというのは難しいとは思いますが、まずは新たな展開に持っていけるような準備からでも始められませんか。例えば、今までも何度か伝えさせてもらっていますが、もう既に何年も前から言っていることですが、松原高台の例えばですね2千人、これの変更。私たち美浜町は1㎡1人ということで2千人、2千㎡というのを割り当てます。でも1㎡2人、これもオーケーなわけです。ですから、それを使えば半分の面積でいけます。形的にはですね。それでええかどうかは別として。そうしたら半分の面積1千㎡余ってきますよね。そこに物を載せる等々考えられると思います。

それと、高台ができたときには、まだ濱ノ瀬に避難タワーもなく田井畑にも避難タワーもなく、それで避難困難者の解消という形で2千人となっています。しかし、この2つができたことで、300人程度そっちへはかせられるというようなことになると思います。ということは、1㎡1人としても1,700人乗ればいいと。300人程度のスペースができる。そのスペースに柱を建てるなり、コンテナハウスであるかも分かりませんし、もちろんそのテントを建てるための柱も必要かも分かりませんし、そういういろいろな可能性を広げるために、松原高台2千㎡で2千人というここをうまく変えることはできないんでしょうかね。書類上のこととなるんかも分かりませんが、避難困難者がなくなった状態のまんまで松原高台にゆとりを持たず、そういう考えってできないんでしょうか。そういうふうにしてもらいたいと思います。

それとまた、各地区の一時避難場所は地域ごとの特徴があります。その特徴に合った備品とか施設が必要だと思います。例えば、あくまでも例えばです。入山地区などは9か所の一時避難場所があります。そのほとんどが民家の近くに所在しています。そのような条件なので、例えば近くのおうちと町が協定等を交わすような、おうちの敷地の一画、そこに1㎡でもいいですわ、物を置かせてもらえるような備蓄品等を置かせてもらえるような。一々、9か所全部に備蓄倉庫を建てていうのは難しい話ですので、そういうことを考えるような。もし発災した折には、おうちと協定をしていろいろ便宜を図っていただけるというようなそういうこととかも考えたら、これはもう今は一例で入山を言いましたけれど

も、和田も和田であると思います。三尾も三尾であると思います。そういう柔軟な考え方、地域に合った柔軟な考え方で事に当たっていただきたいと思います。

今お伝えした3点、まず自主防において用意することになっていたと思うが、町で準備していただけるのか、これ1点。

松原高台等変更できるのか。できるように努力していただけるのか。

それと今お伝えさせてもらった一時避難場所、地域ごとに違うので前向きにアンケートを取るなり、その地域の区長さん連中とかとお話しするなりで、うちはこういうやり方ができるでって、うちはこういうやり方ができるでっていうのをば協議して、その場所に合ったやり方でしていってもらえるっていうのをそういうふうを考えられるのか、この3つよろしくをお願いします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の再質問にお答えいたします。

一時避難場所の日よけ、雨の対策についてとか、タープとかブルーシートなど、そういうのを少し椅子に使えるような物入れていうんですか、ああいうものを全箇所準備してはどうかというようなことを、町でももちろん準備してですけども、そういうことを担当課と話しているところでございます。それがどうなるかというのは、まだちょっとあれですけども、協議はしております。

松原高台の2千人については、今変えるっていうことは考えてございません。濱ノ瀬についても、タワーはありますけれども、やはり濱ノ瀬、一番高いところへ逃げるというのが原則ですので、もちろん皆さん、高台へ逃げさせていただくというのがもう原則となっております。どうしてもという方はタワーに行かれるのもありますけれども。だから、今のところは、その2千人という数字は変えることも考えておりませんし、そこに何かを建てるといようなことも考えておりません。

あと1つでしたね。あとについては、やはり先ほども答弁させてもらったように、各地区の自主防災会の皆さんと協議しながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（繁田拓治君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） タープ等とか、まあいうたらコンテナみたいなものであろうとは思いますが、そういうふうなものを町で準備するっていうふうなお考えで、それ以外のもの、食べ物、飲物、こういうのは考えてはいない。各自主防でやってくれていうような感じなんですかね、今のお答えでは。

それはそれで、今まで自主防でやっていけっという事で言われてあったので何ら変わったことはない。ただ、そういうところが増えた。増えたところに対しては町でしてくれるということで、そこは了解しました。

そこからなんですけれども、たまたま私が住んでいるところが田井畑なんです。松原高台、近くにあるんで、事情を分かっているんでお話の中によく出てくるんですけども、これがよその地域だったらよその地域の話になるんだと思いますが、一番分かっているて

いうところでお話に出てくるんですけれども。

ただいま町長がおっしゃられました、高いところへ逃げる。一番高いところ。確かにそうやと思います。現実問題、濱ノ瀬から松原高台まで逃げられますか。1波が来るまで16分、影響のある津波が来るまでその後8分、24分ですよね。発災して5分間は動けない。19分です。19分でどれだけ逃げられるか。

国の指針だったら分速60mと言っていますよね。これが最大です。でも県は30mですかね。30m、御坊市なんかは25mぐらいでしていますよね、一時避難場所が。1分間に。1分間30mと考えたときに18分、20分でもいいですよ。600m、20分で。これは濱ノ瀬の端っから道路がええ状態でもお年寄りも歩いて来られません。届きません一番高いところまで。どうしてもタワーへ行きます。何のためにタワーをしたんですか。行けんからしたんです、あの当時ね。ですから、町長の高いところへというのは分かります。分かりますが現実問題それでできますか。できるんだったら濱ノ瀬にタワーは必要なかったです。できんからしたんです。

そりゃ松原高台の近辺でどこかの町の人が出て地震が起きました、そこへ上がります。ですから、全部で2千人を超えるかも分からん。人がたくさんいたら。ですから、その場その場で違うとは思いますが、基本的には今住んでいる方、松原高台へ2千人というのは、これはちょっと夢物語かな。そうでなかったら、田井畑にも濱ノ瀬にも要りませんでした。でもこれを造った。造る必然的な理由があった。必然的な理由がないにもかかわらずあーいうお金のかかることはしないんで、必然的な理由があったということは、松原高台に2千人届かないです。現実的などころでそこも踏まえて、これは変更していつて、その空いた部分で快適に過ごせるように考えていくのが現実的な話じゃないでしょうか。

それと、こんな細かいところを言うのはあれですけども、タープ云々かんぬん、これも夏、タープで囲って移動式のエアコンでもかけましょうか。それはそれでいいと思いますけれども、これ冬、近くでたき火をされたら穴空きますよね。今言っているようなタープやの何やてというのは、やっぱりそれなりのものをせんといかん。それなりのことをせないかんて思うんです。

ですから、この松原高台において、もうちょっと柔軟に。今こうせえて言っているわけじゃないんです。本来は今こうせえて言いたいんです。いつ起こるか分からんことに対してなんで今こうせえて言いたいんですけども、その準備段階、研究していきませんかという事です。2千人という想定を減らすことはできませんか。スペースをつけることはできませんか。そういう考えにはなりませんかというところです。

前向きに物事を考えていきたいと思えますし、町長にも考えていつていただきたいと思えます。固まったこと固まったようにしているのは簡単なことなんですけれども、そうじゃなしに、ちょっとでも前を向いていただきたいと思えますので、もう一度質問します。もう一度、お考えを聞かせてください。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどのタープやブルーシートなどの備品というお話はしましたけれども、もちろん熱中症対策の塩分チャージであるとか冷却バッグとか懐炉の購入、こういうのも準備はしたいというふうには考えております。あと食料については、もう前に申し上げたとおりでございます。

先ほどの2千人についてですが、防災計画も見直しがありますので、そこら辺、これから県のほうの見直しが出てきて町のほうの計画の見直しをしていくに当たって、そこら辺どうなるかというのをこれから研究せえということですので、研究はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 今、町長、研究はしていきたいということで、研究をしていただけてということで一歩前進かなと。ちょっと前に行ったかとは思いますが。

では、次の質問にいかせてもらいたいと思います。

本町の道路事情について質問させていただきます。

現在、本町は道路拡幅において、基本的には土地を提供していただけたところから整備されているのではないかと思います。避難・減災・人口減対策等にも道路の整備は大変有効ではないかと思います。随分前にも質問したと思いますが、本町は東西に長く、各地区とも基本的には東西に長くなっています。特に和田、吉原、新浜、濱ノ瀬、この各地区は共に周囲を回る幹線道路のようなものはありますが、中央部を縦断する道路の幅員は狭く、また横断する道路も非常に少ないと思います。こういう道路事情を解消することで、先ほどお伝えした避難・減災・人口減対策にもなると思います。

そこで質問です。

避難・減災・人口減対策を道路事情から考えてもらえませんか。よろしくをお願いします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の2項目の本町の道路事情についての避難・減災・人口減対策を道路事情から考えませんかにお答えいたします。

道路は人や地域をつなぐとともに、人、物の移動を支援する、また地域、まちの骨格をつくり住民の日常生活や人々の交流、経済活動を支援する重要な社会基盤であると考えます。

現在は、自治会のご協力を得ながら、用地の協力が得られた箇所や古家解体が完了した箇所において、積極的に道路の一部拡幅を行っており、一部拡幅により、見通しや方向など通行しやすくなったとのお声もいただいています。また、令和8年度の地区要望でも多数の道路拡幅に関する要望もいただいています。

道路の一部拡幅等の過去の実績を申しますと、令和5年度では拡幅件数6件、工事費は約4,200万円、令和6年度では拡幅件数5件、工事費約3,750万円、令和7年度

は現在執行中ですが、拡幅件数7件、工事費約3,900万円となっており、最近の道路新設改良工事の大半がこういった道路の一部拡幅となっております。その中には、地域を縦断する幅員が狭い道路の一部拡幅も含んでいます。ただ、道路拡幅には用地や拡幅による家屋の撤去の発生も考えられることから、道路起点から終点までではなく一部拡幅にとどまっているのが現状でございます。

議員のご指摘のとおり、災害時の避難、減災などに対しても有効な手段の一つであることは私も重々承知していますので、日常生活の利便性の向上、避難、減災、緊急時の対応なども加味しながら、今後もできるところからこういった整備を進めていきたいと考えています。

○議長（繁田拓治君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） ただいまのご答弁で、ここ3年間、毎年4千万前後の工事をしていく。まちの人からも見通しや対向等通行しやすくなったとの声もいただいている、そういうことですが、そこはそこでいいと思うんですよ。ただ、気になるのが最後のところ、今後もできるところからこういった整備を進めていきたいと考えている、そういうお話ですが、本来的には、できるところではなくやらなければならないところからしていく、これが本来だと思います。美浜町を運営していく上で優先順位の違い、そういうことなかなかあとも思いますが、道路の整備は町長的にも重きを置いていると思うのです。できることからということに対し違和感を覚えませんか。

町長も三尾に向かう道路、3町の由良までの道路、この辺に対しては非常な熱意を持って国のほうに整備等のお願いに伺っている。これはもう重々承知しています。ですから、要る道路、要る道、ここに対してこれをしていかないかんということを町長も重々ご承知やと思います。にもかかわらず、町長が采配を振るえる町の中の道、これに対してできることから、しなければならないところからではなく、できることから、ここにちょっと違和感を感じるんです。

それと、私のただの能書きやと思って聞いてもらってもいいですけども、東西に長いただいま伝えさせてもらった。和田、吉原、新浜、濱ノ瀬、この辺、東西に長いです。ぐるっと回る道は結構広いのがあります。でも、真ん中の道路、これは狭いです。これもう見てもらったら分かります。横断する道路はないです。

私、消防団40年からやっています。前から思ってるんですが、冬に北風吹いて端っから燃えたら、この前の関の大火、こんなふうなことが起こるのは火を見るよりも明らか、真ん中の道がうまく風を通すと思うんですよ。ほんで、あの真ん中の道に入った消防車はドアを開けられませんか。ホースをつなぐのも横です。道幅がいっぱいいっぱいやったら作業できません。人も走れません。1列にしか入れません。バックもできません。そういう状況のそこへ入っていく。おまけに大火になったら、これ消防団員は逃げることもできません。車も燃えるか分かりません。いろんな状況ってあります。

ですから、幹線、周りの道はあるんで周囲にある道はあるんです。この真ん中の道、何

とかせないかと思うんです。これはなかなか難しい。長いですし。そうしたらどう。横断する道をつけていく、これによっていろいろな活動がしやすい。それプラス、そういうふうな道を造ることによって、若い人も新たに住居を構えようかと、家を建ちましょうかと、車で入って行きやすくなりましたと。人口減対策にもなるかも分かりません。もちろん津波のときの避難道路にも使えると思います。

ですから、必要なところから、できるところからではなく必要なところから頑張ってもらいたいと思うんですけれども、町長のご意見をお伺いします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の再質問にお答えいたします。

このできるところからというのは、やはり用地の購入とかそういうことも進まないとできませんので、やはりもちろんそこに家があったりした家の補償、どけてもらう補償するというような財力はまだ町としてありません。だから、私としても古家の解体の補助金の申請があれば、こういうところが更地になった、だからやっぱりここ狭いから拡張必要なので用地の購入してはどうかというような指示もしておりますし、そういうことではやはり相手方もあることですから、できるところからというふうに書かせていただいております。

私としましては就任してから、この道路の拡張について進めているのではないかっていうふうに、自身自負しているところがございます。だから、今後も引き続き、そういうふうな用地がうまくいけば、そういうところから進めていきたいというふうにこの意味を書かせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 今の町長のご答弁で、積極的にやっていただけるというふうに受け取らせてもらってよろしいかなあというふうに思うんですけれども、災害とかというのはいつ来るかも分からないので、計画的に来るものではないので、なかなか、本来的にははよしましよよという話なんですけれども。でも、今、町長のおっしゃられたように、用地、家もある、いろいろな条件がある、ですから難しい、そこも分かるんです。分かるんです。ただ、現実問題を見て、町長就任された後、どこがどう。入山はいろいろ広がっていますよね。新浜もどうです。信号のところ広がりましたよね。そうやって触っていただけているところは何か所かは確かにあるんです。分かっているんです。でも、もうちょっと急いでいうんですか、もうちょっと積極的に動いていただけたら。

積極的の中にも度合いがあると思うんです。もうがんがんいきましようというんと、まあまあね、っていうんとあると思うんで、本来はがんがんいってほしいです。ですから、全然努力していないって、そういう評価じゃないんですけれども、もっともっと頑張ってください。総理じゃないですけども、頑張ってください。もう災害に対してはやっぱりそういうところやと思うんです。ですから、その意気込み

みたいなところをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の再々質問にお答えいたします。

積極的にやれていることですが、私どもも本当にここが空いてるよ、ここ買ってきてというふうに指示もしておりますし、積極的に自分ではやっているつもりでいます。もちろん、用地の購入も毎年ですね、もちろん町も積極的に用地の購入もしておりますので、そこら辺、担当課長、もしお分かりになるなら、そこら用地の購入等もお答えいただけたらと思います。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 町長から説明をとということで、お答えします。

まず、令和5年では、無償の提供のところもございますけれども、令和4年に2件購入しまして、令和5年度で工事しております。それと、令和5年度に2件購入して、2件の工事をしておるといようなところです。令和6年度につきましては、前年に購入したのが2件、それと当該年度で購入したのが2件ということがございます。令和7年度についてはですね、前年度、令和6年度に購入した分が2件、それと当該年度で購入したのが1件というようなことがございます。

購入金額につきましてはですね、令和5年度では約550万、令和6年度では約400万、令和7年度現在ですけれども450万というような形で購入して、道路を拡幅しているというような状況でございます。

議員おっしゃるような積極的にというようなことは、私ども道路担当課とすればそういうふうな部分がございます。これをどこに主眼を置くかというようなことが、まず1点ありまして、都市計画マスタープラン、そのあたりでも幹線道路、そこについて広げていくというようなことも書かせていただいております。それに基づいて整備をしていっているというようなところでございます。

あと、以前の議員がよくおっしゃられていましたけれども、アウトカムというところをどこに求めるのかというところだと思うんです。我々は今、生活利便性の向上というようなところでやっている。それに避難といういろんなことをかぶせていくとなると、やっぱり十分な協議が必要なのかなというふうな気持ちはありますけれども、積極的にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 担当課長からも積極的にやっていきたいというふうな言葉をいただいたので、頑張ってやっていっていただきたい。町長をはじめ頑張ってやっていってくださると思いますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（繁田拓治君） 続けて、8番、古山議員の質問を許します。

○8番（古山経生君） おはようございます。8番、古山です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

多文化共生がうたわれている今、文部科学省でも表現力を試す絶好の機会になるのが、青少年の留学や異文化体験だと留学を自治体にも促しています。子どもたちの異文化への窓口として、美浜町で20年もの間続いた中学生の国際交流制度を今こそ復活してみてもどうでしょうか。三尾にはアメリカ村がありカナダとも縁がある美浜町ではないですか。

中学生議会でも国際交流の復活を望む声がありました。以前、この制度を利用して行ってきた人が、その影響により英語の先生になったケースもあるそうです。子どもの未来にも影響するすばらしい制度だと思います。

そこで質問です。

インフルエンザの予防接種への補助や給食無償化などもよいですが、それに加えて子どもの視野を広げるための中学生の国際交流制度にも予算を使っていただけませんか。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員のご質問、国際交流制度の復活をのインフルエンザ予防接種の補助や給食無償化などもよいですが、それに加えて子どもの視野を広げるための中学生の国際交流制度にも予算を使っていただけませんかにお答えいたします。

社会のグローバル化の進行に対応できる人材の育成は重要課題であるとの認識は、古山議員と同じです。現地に行って直接見聞きし、話をするというリアルな体験が重要なことも十分承知しています。

しかしながら、古山議員ご質問の国際交流制度の復活をでございますが、受入先のカナダ側での日本語を話せる方の減少や高齢化など、現在のところ復活は非常に難しいと考えています。

なお、議員ご承知のことと存じますが、先日の中学生議会におきましても同じ趣旨のご質問があり、同じ旨の答弁をさせていただき、結びに、外国人と交流することは大変よい経験になると思いますので、様々な国の方々と交流できる機会があれば積極的に参加していただきたいと思いますと述べさせていただいた次第でございます。

○議長（繁田拓治君） 8番、古山議員。

○8番（古山経生君） それでは、再質問させていただきます。

復活が難しいとおっしゃいましたが、時代も世代も変わっています。全てを以前のようには私も言っていない。今はインターネットで何でも調べられます。留学あっせん業者も多数あります。予算ということであれば、地区要望にも子ども議会でも誰も要望していない水産加工場にお金を使おうとしていますよね。例えばアメリカ村に割く約400万円の予算があれば、年間8人ぐらい短期留学に行かせられます。たとえ町があっせんしなくても、補助金などのサポートの方法は多々あります。例えば、別に異文化交流は北米でなくてもいいわけです。親日国である台湾国やフィリピン、マレーシアなど、近距離の国であれば予算も抑えられます。

機会があれば積極的に参加していただきたいという子ども議会への答弁は、子どもたち

にとって絶望的だったと私は思います。機会って家で寝ていても降ってこないですよ。自らが動かないと、機会なんて訪れません。町長は寄り添っているふりをして、留学のサポートどころか金銭的援助もしないのです。

有田市では、ドバイ万博をきっかけにドバイと交流を深め、教育に関する協定を締結、中学校の生徒同士で、既にオンラインや実際生き生きして交流を深めているようです。

そこで、町長に質問します。

町長は何を調べて難しいと考えたのか。時間を取ってくれてもいいので、1から10まで細かく具体的に教えてください。

また、町長も国際交流がよい経験と言っているのにもかかわらず、勝手にやってくださいというスタンスに見えますが、町が積極的に携わらない大きな理由は予算ですか、手間ですか。

この2問の質問にお答えください。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員の再質問にお答えいたします。

機会は降ってこないということですが、先ほど古山議員も再質問の中で、今ウェブとかいろんなことで本当に行かなくてもできるというふうにもおっしゃっていましたが、本当に行かなくてもそういう機会が増えてきていると思います。だから、本人がやはりそういうことをしたかったら、個人的にそういうウェブを使ってですね国際交流なり、また、自分でいろんなことができる時代になってきていると思います。

なぜ難しいのかっていうことなんですけれども、今までは国際交流協会というのがお互いにありましてそれでやり取りしておりました、それがなかなかもう協会もやり取りができなくなってきたっていうことで、どちらも解散をしたっていう事情もあります。そういうのもあって、もちろん交流ですから、受入先の家庭もいなくなってきた。もちろん町での受入先もなかなか皆さん受けていただけない、こういう難しさがあったっていう経緯もあります。だから、本当にいろんな人の協力があって今までできてきたんですが、なかなかその協力が難しくなってきた。

日高郡の中で教育旅行っていうことも今やっておりますけれども、その中でも美浜町として受入先がなかなか家庭がない。そういう受入先にもなっていたら、また外国人の方もお見えになるのでそれも交流になるのではないかと。個人的に交流をしてもらえば、そういうこともできるのではないかとというふうにも考えます。

留学させたらいいのじゃないかということでもありますけれども、教育長も留学に係るような補助についても中学生議会で答弁しておりますが、文部科学省で留学促進の施策や、ほかにも支援を行っている民間団体もあることを示しておりますので、そういうことをやっていたらいいかというふうにも考えてございます。

もちろん英会話のことも大事ですので、やはりそういう外国の方と触れ合うということも大事だから、小学校のALTも今回採用させていただいたところもあります。

で、国際交流の制度については、これはもう復活は考えてございません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育長、何かないですか。塩崎教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 私からですけれども、前回、中学生議会でもお答えしました。今のところそれ以上のことにつきましては、この場でお答えするものは持ち合わせていませんので、私からは特にございません。

○議長（繁田拓治君） 8番、古山議員。

○8番（古山経生君） 再々質問をさせていただきます。

中学生が求めてた交換留学ができない。この質問はこういう議会で2回目だと僕、思うんです。前は交換、向こうが来てくれないからもうやりませんという答弁だったと思うんです。行かすことはできるわけじゃないですか。

今、ちょっと揚げ足を取られたような気がしたんですけれども、この有田市の話ですね。オンラインで、僕が、中学校の生徒同士で既にオンラインや実際生き生きして交流を深めているようですって言ったやつに対して、オンラインでもできますやんって今言われました。違うんですよね。やっぱり行って、見て、聞いて、接して。

例えば町長は、学校を出て役場に入られて町長になりまして、言うたら全部知っているわけじゃないですか。ほとんどもう人生をずっと。僕は社会人になって約半分は海外で生活してたわけなんです。それはいいか悪いかと言われたらどうなんかも分からないんですけれども、やっぱり若いうちにそうやって見て知ってやるというのは、ものすごく貴重な体験になると思います。これからグローバル社会、例えば今、海外で働いている日本人の方々っていますよね。今なんかもうウハウハですよ。円安なんで。日本へ帰ってきたらもうばってできるぐらい。海外へ行って働いて稼いで日本へ帰ってきて、ばあってできるわけなんです。そういうことで、若いうちにそういうのを見て知って、白人、黒人、黄色人種、いろんな方々がいます。そういう人と触れ合っているようなものを多分感じると思うんです。もうここでやりませんって言い切らんといてほしいんです。

美浜町の子どもたちが、美浜町に住んでいてよかったと思えるような政策は何だと思えますか。美浜町に住んでんのかい、外国に行けるんや、おまえ、ええなと言われる美浜町にしていけませんか。

2問の答弁、よろしくお願いします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員の再々質問にお答えいたします。

美浜町に住んでたら外国へ行けるんかい、おまえ、ええなあていうような、そういう意見がどれだけあるかというふうにも考えます。古山議員の国際交流制度の復活をということについては、今のところ復活する考えはございません。

○議長（繁田拓治君） 古山議員。

○8番（古山経生君） なぜないんですか。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 町としての、今、国際交流制度をやろうという施策は考えていないからです。

もちろん行かなくても本当に今、いろんなテレビの中でも外国のテレビを見られたり、いろんなことができますので、そういうことで全ての子どもさんはそういうこともできると思います。行くというのは、人数的にも限られてくると思いますので、そういう人数的に限られたことに補助を今する考えはないということでございます。

○議長（繁田拓治君） 古山議員。

○8番（古山経生君） 町長が言われるように、社会のグローバル化の進行に対応できる人材の育成は重要課題であるとの認識は、古山議員と同じですってここに言われているんですけども、全然同じじゃないんじゃないでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員のそのことは重要課題であるというふうには思っております。だからするかしないかというのは、考えの違いだと考えております。

○8番（古山経生君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩します。

再開は11時20分です。

午前十一時〇七分休憩

午前十一時二〇分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

5番、山崎議員の質問を許します。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

美浜町地域防災計画の実態についての質問です。

先日、12月8日23時15分頃ですね、青森県東方沖でマグニチュード7.5、震度6強の地震が起こりました。南海トラフ巨大地震が30年以内に起こる確率が60から90%とか、パーセンテージはともかく、日本列島で年間起こる地震は大小の違いはありますが頻発してきているように感じております。いつ来てもおかしくないと考え、日頃から心構えも含め備えは十分にしておかなければいけないと思います。

先日、地震津波対策特別委員会の視察研修で静岡県地震防災センターに行き、地震装置を使っての地震体験を行ってきました。目前のスクリーンの映像を見ながら、最初は震度1から体験し段階的に震度が上がっていき、最終震度7を体験しましたが、スクリーンの映像も激しく揺れ動いて立っていることもできず、目まいがして目を閉じました。しかし、実際の地震では、横揺れだけではなく縦に揺れることもあり、家具などが倒れたり天井や

柱なども倒れてくる可能性も高いため、その不安や恐怖心は想像を絶します。そのためにも、まず家具の転倒防止や部屋の耐震性強化、感震ブレーカーなど現在、我がまちが対応してくれている補助内容につきましては、ぜひ備えていただきたいと強く実感しました次第でございます。

そして、今回、私が議員となってすぐに頂いていた美浜町地域防災計画のこの分厚いファイルの内容の一部が更新されたということで差し替えされましたが、タイミングよく住民の方から、防災計画にうたわれている内容はどれぐらい実践されているんですかとのご質問がありました。私も今まで必要なところはその都度、確認はしておりましたが、全体的にきっちりとは読めておりませんでした。今回、それをよい機会と思いそれぞれの内容に目を通しました。

そこで、次の5点についてお伺いいたします。

避難所に指定されている耐震性の現状は。

各地区に備蓄倉庫は整備されているか。

避難施設として協定を結んでいる施設はどこか。

避難行動要支援台帳は誰が把握しているのか。

町地震防災の短期・中期・長期アクションプログラムとは。

よろしくお伺いいたします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員のご質問、美浜町地域防災計画の実態についての1点目、避難所に指定されている耐震性の現状はにお答えいたします。

現在、一時避難場所を除いた美浜町の避難施設は、福祉避難施設を含め17施設あり、学校、公民館、集会所、福祉施設、老健施設、お寺等がございます。また、耐震性の現状につきましては、昭和56年以降の新耐震基準、旧耐震基準でも改修工事済み、旧耐震基準でも診断の結果、耐震性があると認められているなど、全ての避難施設において各基準を満たす施設となっております。

2点目の各地区に備蓄倉庫は整備されているのかにお答えいたします。

各地区で管理している防災倉庫については、全12地区に設置していただいています。また、備蓄品につきましては、備蓄食料や保存水、防災資機材など、美浜町各地区自主防災会運営補助金等もご活用いただきながら、地区ごとにおいて整備の上、管理していただいています。

3点目の避難施設として協定を結んでいる施設はどこかにお答えいたします。

避難施設として協定を結んでいる施設については、福祉避難所としては、医療法人はしもと（老人保健施設プラトン）。一時避難場所としては、株式会社オークワ（オークワロマンシティ御坊店）、上新電機株式会社（ジョーシン御坊店）、独立行政法人国立高等専門学校機構 和歌山工業高等専門学校（美浜宿舎）、財務省近畿財務局和歌山財務事務所（美浜合同宿舎）、御坊日高老人福祉施設事務組合（養護老人ホームときわ寮）、独立行

政法人国立病院機構和歌山病院（和歌山病院病棟）、大川孝子様（コーポ美浜）、株式会社プラス、株式会社オー・エンターテインメント（WAY書店TSUTAYA美浜店）、株式会社新田窓業（カンフォータブルー番館）の10事業者と協定を締結させていただいております。

4点目の避難行動要支援者台帳は誰が把握しているのかにお答えいたします。

避難行動要支援者の台帳は、民生委員の協力による調査や住民個々の申請により、災害対策基本法の規定に基づき、町が台帳を作成して民生委員や町社会福祉協会に把握していただいております。各地区や自主防災組織、消防団に対しましては、南海トラフ巨大地震などの大地震が発生した際に台帳が把握できるよう、各避難所に設置している感震開錠キーボックス内に備え付けております。

5点目の町地震防災の短期・中期・長期的アクションプログラムとはにお答えいたします。

美浜町地域防災対策アクションプログラムについては、当町で取り組むべき地震防災対策を整理及び体系化したものであり、限られた財源の中で計画的かつ効率的、効果的な地震対策に取り組むために策定したものでございます。南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、災害発生時に迅速適切な対策を実施し被害を最小限にすることを目的として、今後、当町が取り組むべき施策を体系化した行動計画でございます。

短期的なものとしては、広報による防災啓発、自主防災会への補助による資機材等の整備、井戸水の水質検査による生活用水の確保など。中長期的なものとしては、住宅耐震化事業、感震ブレーカーの設置、ブロック塀等撤去改善事業、家具転倒防止器具の設置などを実施するに当たり、主にわかやま防災力パワーアップ補助金の対象となる事業について定めているものでございます。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） ただいまのご答弁で、1番の耐震性について、我がまちの全ての避難場所施設において、旧耐震基準も新耐震基準も満たす施設ということですので、大変安心いたしました。

阪神・淡路大震災においても、昭和56年以前の木造住宅の被害が甚大であり、56年以後に建築された木造住宅は被害が少なかったとのデータも確認いたしました。さらに、平成12年6月1日以降に建築された木造住宅の耐震基準が、さらに強化されていることも分かりました。ただ、耐震性と築年数との因果関係はないのでしょうか。

例えば松原小学校、沿革でちょっと調べたんですけども、昭和41年に校舎を新築され平成20年に耐震工事を行ったとありました。鉄筋コンクリートは地震に強いと聞いておりますが、耐震性に対する経年劣化は起こらないのでしょうか。また、学校関係施設以外の避難所も全て鉄筋コンクリート建築物ばかりでしょうか。

そして、耐震検査は、その後何年に1回といった再検査の必要はないのでしょうか。

また、それぞれの避難所について、木造か鉄筋か築年数と耐震強化はされているか、耐

震検査はいつ行われたのかなど、この防災計画ファイルに明記されていますでしょうか。

次に、質問3番の避難施設として協定を結んでいただいている事業者様には感謝しかございませんが、その受入れ施設について、各地区自主防災委員会は承知されていますか。また、その地域の住民の皆さんもご存じですか。そして、その施設に避難する際の注意など、その協定内容についても周知されているのでしょうか。

また、1番に戻りまして、2番目の質問について、各地区に備蓄倉庫は整備されているというご答弁ですけれども、吉原地区にはあるのでしょうか。倉庫を置く場所がなく困っているというお話を伺いました。土地の確保など難しい問題もあるかと思いますが、自主防だけでは解決できない問題もあると思います。

最後に、4番の質問に対するご答弁に対し、私、6月議会の一般質問でも、所在する地域の生活コーディネーターにその情報を共有できないですかということをお尋ねしたかと思えます。個人情報観点からは、情報はお教えできないというご答弁でした。

今回のご答弁は、民生委員や社会福祉協議会が把握して、各地区や自主防災組織、消防団には、南海トラフ巨大地震が発生した際に台帳が把握できるよう、各避難所の感震開錠キーボックス内に備え付けているということでしたね。被災したとき、キーボックスまでどれぐらい時間が経過したら行けるのか分かりませんし、キーボックスそのものを探す余裕なんてありますでしょうか。私自身のこの間の耐震の経験から特に強く思いました。何事もない訓練のときであればできると思いますが、保管場所やその後の手順に無理があるのではと、ちょっとまさに絵に描いた餅のように感じます。

より現実的な支援ができる方法を考えられませんかということで、以上、1番目、耐震性と築年数の因果関係はないですか。

2番目、耐震性に対する経年劣化は起こりませんか。

3番、耐震検査後、再検査の必要はないのでしょうか。

4番、避難所施設の受入れ施設として結んでいる施設を自主防災委員会及び地域住民の皆さんもご存じですか。また、その協定内容についても周知されていますか。

防災備蓄倉庫は吉原地区にありますか。

最後に、避難行動要支援者台帳をより現実的な支援ができる方法を考えませんか。

以上、6点についてお答えください。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 山崎議員にお答えいたします。

まず、1点目でございます。築年数と耐震性の因果関係はないのかということでございます。先ほど町長より答弁いたしましたようにですね、町内全ての避難施設につきましては各基準を満たす施設となっております。もちろん築年数と耐震性に関しましては、もちろん関係はあるかと思えますけれども、その時々においてですね経年劣化等も把握する中で、その都度、対処していけたらなあという思いは持っております。

それから、2点目でございます。経年劣化はということでございますけれども、毎年の

ようにですね公共施設の管理計画に基づいてですね全ての課においてですね、そういう建物に経年劣化がないかとかですねそういうような検査もしてございますので、そういうようなことで、その部分につきましてはクリアできるのではないかなあというふうには考えてございます。

3点目、耐震検査はということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、全ての施設において一応基準はもう満たしておりますので、問題はないかなあというふうには考えているところでございます。

それから、2番目のですね受入れ施設、すみません、協定のですね受入れ施設の部分につきまして、各地区の自主防でその内容は承知しているのかというような質問であったかと思えます。そこに関しましては、町とですね結んでいるところがございまして、全てが全て各地区ご存じかどうかというところは今ちょっと分からないところなんですけれども、もちろん各地区でも知っている部分というのはあるかというふうには認識してございます。

それから、吉原地区に防災倉庫があるのかというようなご質問だったかと思うんですけれども、吉原地区におきましては、2か所というふうに私ども認識してございまして、松原地区公民館に1つと、吉原西のですねごみの集積場付近に倉庫があるというふうに私どもは認識しております、2つあるのかなあという認識でございます。

それから、4番目のですね感震開錠キーボックスということでございます。これにつきましては、震度5弱でですねそのボックスが開くというようなことでございまして、昨年の7月30日のカムチャツカの遠地地震のときはですね、地震の揺れがなかったものですからそのボックスが開きませんでした。そういう我々想定外のこともありましてですね、その後、その感震ボックスが地震がなくてもですね開きますように、鍵もですね各地区へお配りするというようなことも考えております。そういうことも実行しておりますですね、地震が揺れれば開くというところの概念が崩れてしまいましたので、そういうような工夫もしたところでございます。

ボックスの設置箇所につきましては、現在19か所というようなところでございます。それに関しましては、特段広く周知をしておるかというところでございますけれども、そこに関しましては周知はしておりませんで、各地区の区長さんなんかは、その場所は認識があるのかなあというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） それでは、再々質問ですけれども、今のご回答の中に、耐震性に対する経年劣化は起こらない、毎年チェックしていますということなんですけれども、それは例えば耐震性に対するチェックではなくって、異状がないかというふうないわゆる保守管理みたいなそういったことなんですかねえ。

あと、避難所の施設の受入れ施設として結んでいることが、自主防災会の中にそれは周知できているんですかね。

基本的になぜこんなことを言ったかといいますと、それこそこの間の自分自身が体験いたしましたその体験機による地震でしたけれども、とてもじゃないけれども前には行けないし、そういったことを考えたら、できるだけ近く、できるだけ高いところ、津波に関しては特にそうだと思うんですし、倒壊ということも幾ら言われていても倒壊はあり得るかとは思いますが、できるだけ近く。例えば松原地区、田井地区、一番危ないのは濱ノ瀬地区というような考えたときには、取りあえず高台に行けんかってこっちに行けるとか、そういったことを十分周知していれば、皆さんの脳裏に日頃からそういうものを考えていたら、さっと行動できるのではないかなあというふうに思いました。なので、例えば今のご答弁でしたら、地区長さんもきっちり自主防災会も全部が知っているわけではないです。最寄りのここは避難所に指定されて協定結んでいますよということは、町からの発信はしていませんね、ということですね。それはちょっとそれも後で聞かせていただきたいと思います。

先ほどの防災備蓄倉庫の吉原の分なんですけれども、一応2か所で公民館の中、あと吉原のごみの収集場所ですか。何か非常に狭いところで、そこに倉庫みたいなものは置けないというふうなこともちょっと直接お伺いしたんです。物が入らないので困るというようなこともおっしゃっていました。ですので、請求しても入れるところがないというふうなご意見も伺いましたので、そういったことはご存じなのかというところで、現場を見られてどういうふうにお感じになっているのかというところをお願いしたいと思います。

先ほどのより現実的な支援ができるというあたりで、今、最後におっしゃっていました、地区長さんはどこに置いているかを知っていますということで、町長のご答弁では、たしか各避難場所のところに鍵キーボックス、揺れれば開くキーボックスがあって、それは全箇所においてあるんですかね。各地区の施設に全部置いてあるということですね。はい、すみません。

それで、地区長の皆様方が自主防災会というのをすごく町のほうから言われて、頑張っていると思うんですけれども、幾らやっても地区防災にはやっぱり限界があるので、いっぱい努力されているんですけど、次に何したらええんかなあというふうなところで迷っているという率直なご意見も伺いました。

そういうことも考えて、住民の皆様が安全安心のために、やっぱり町でやっていただけたところはしっかりやっていただきたい。自主防災はもちろんそうです。多少の温度差はあります、自主防災に関しても。それは別個の問題なんですけれども。そういったところで、できるだけ安全な場所の提供ですとか、できるだけ早い時間に行けるとか、そういったところをきちっと町のほうで準備してあげていただけないのかなあというのが切実な私の願いですので、先ほどの部分的に質問させていただきましたところでお答えいただきたいと思います。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員の再質問にお答えいたします。

まず、総括的に答弁させていただきますけれども、やはり担当課としましては、自主防災会の役員の皆さんと協議しながらいろんなことを進めている状況です。我々だけで進めているわけではございませんので、いろんな意見を聞きながらこちらとしても進めておりますので、吉原の備蓄倉庫もですね、そこは何もお聞きしていないかと思えます。

それと、やはり逃げていただく地区の指定事業者との協定を結んでいるところは、その地区ではそこに逃げるというのをもうご存じいただいていると思えますので、そこら辺は地区の方が逃げていただくということで、全地区が皆さんロマンシティとかジョーシンとか知っているわけじゃないんですけれども、ジョーシンとオークワでしたらやっぱり上田井地区の方はもうご存じいただいておりますので、そこは周知できているというふうに私どもも思っております。

あとは、もうキーボックスもですね、やはり今回揺れなくて開かなかったというような反省点、そういうことも踏まえまして、自主防災会の皆さんと相談して、役員の予備のキーを持ってもらうほうがいいのかというようなこともありまして、それを今進めている状況でございますので、町として勝手に進めていることではないので、そこはご理解いただきたいと思えます。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 施設の毎年の点検についてなんですが、この点検につきましては、定期的な老朽化、劣化状況を把握して、不具合が発生する前に修繕を行うためのものでありまして、専門的な耐震性の再審査までは行っておりません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） それでは、再々々質問になりますけれども、今おっしゃってくださった耐震性に検査していませんですけども、先ほど私申し上げた中で、いつされたのかなっていう多分問題、ずっと問題提起させていただいたかと思うんで、いつ耐震検査をなさったのか。

要するに専門家におけるそれは必要ないかとなあていうふうな先ほど防災課長のほうからご答弁がございましたけれども、日々の保守点検的のところと耐震検査について、また意味が少し違っているかと思うんですね。何か必要であればやっぱりしないといけないかなっていうことなんですが、それぞれのいわゆるまちが決めている避難場所に関して施設に関して、耐震検査をした最終の年月日等々は分かりますでしょうか。そのことをしていただきたいと思えます。

あともう一点、すみません。先般視察へ行かせていただいた静岡県では、県の防災センターという大々的なセンターがございました。つい2、3日前ですか、近隣の市でも何かまちの防災センターを造るというふうなニュースも目にしたんですけども、やはりそれぐらい防災というのは、もちろん静岡県と和歌山県ではやはり地理的条件も違って緊迫の状態は違うかもしれませんが、防災っていうのはすごく今、いつ来るか分からない南海トラ

フ地震に対する心構えとしてやっぱり防災の仕事ってすごく大変だと思うんですね。そんな細かいところまで見に行けない部分もあるんかと思うんですけども、静岡県でやっていたのは、やはり住民の意識を高めるために、防災課、防災局のほうから各地区へ行って、私の防災計画って、それぞれがみんな参加型で自分たちで考えながら自分の防災、私の防災計画というのを作成しているというのを伺いました。

そういったやっぱり、自主防災に任せ自分たちがどうするんかということも非常に大事なことなんですけど、それをやってもなかなか現実的なものとして捉える気持ちってなかなかないと思うんですけど、やはり専門的な知識を持った方がまちへ行って、そういった勉強会をやっていただく。地区地区ですよ。集合で来てくださいと言ってもなかなか集まらないと思いますし、参加される方はいつも決まった方が参加されると思うんですけど、できるだけ底辺を広げていくためには、やはり町のほうから専門的にそういう機会をつくってあげるということはどうでしょうか。

今のところでは、最終的な耐震検査はいつなされましたか、1点。

それから、今言いましたような、町のほうから防災センターのような活動で地区に行って意識を高めるといことはできませんかというふうなことに、最後でお答えいただきたいと思います。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 山崎議員にお答えいたします。

まず、1点目のご質問でございます。最終ですね避難所の耐震の検査はいつしたのかということでございます。

これにつきましてははですね、その施設に応じて建築の年月日も相違もございまして、今現状はですね、一つ一つ耐震の検査をいつしたかっていうところに関しましては、私どものほうでは把握はしていないところでございます。

それから、2点目につきましてはですけども、先般、視察で防災センターへ私も随行させていただきましたけれども、そういうようなことでですね、各地区の自主防災会の皆様もですね、そういうような研修をしてはどうかというようなことでございますけれども、過去はですね2年に一度とかそういうようなスパンで、区長会の皆様もそういうような防災センターというところへ行かれていますかと思っております。

最近でいいますと、例年ですね、毎年そういうような視察研修というのが区長会のほうでも持たれておまして、イコール各地区の自主防災会でございますけれども、今までも私、実は担当課長でございますので、同じように区長会、自主防災会の視察研修に随行させていただきましたしまして、いろんな防災センター、いろんな県の防災センターにも同行させていただいて、区長の皆様と研修を重ねてきたところでございますので、そのあたりは例年一度、今は満たしているのかなあというふうには考えてございます。

以上です。

○5番（山崎悦子君） 質問を終わります。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩します。

再開は13時30分です。

午前十一時五十一分休憩

—————・—————  
午後一時三〇分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

9番、谷進介議員の質問を許します。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 発言の許可を得ましたので、通告にのっとり一般質問を行います。

美浜町地域防災計画（令和7年11月改訂）や、地震津波対策特別委員会で行った視察研修、また先日、日本防災士会関西支部連絡会議主催のスキルアップ研修「スフィア基準」も踏まえ、質問をいたします。

ただし非才な小職でもあり、美浜町地域防災計画の全てを熟読、理解ができていないことから少し質問が多くなったことや内容に稚拙なこともあろうかと存じますが、その点は町を思う気持ちに免じてご容赦をお願いします。

それでは質問です。

①地域防災計画の被害想定において、人的被害に関して現状との乖離が大きく、見直すべきと思慮されますがいかがでしょうか。また、消防施設、防火水槽や消火栓の被害想定も考慮すべきではないでしょうか。

2番目としまして、避難場所（役場・地域福祉センターを除く60数か所）において、飲料水、主要食糧及び毛布の供給、その他必要な措置の実行方法を教えてください。また、職員の避難場所への派遣はどうなっているのでしょうか。

3番目、各避難所施設において、施設管理者、派遣職員、収容可能人数、また、運営基準をお示しください。また、国際基準とも言われるスフィア基準との整合性についても併せてお示しください。

④炊き出しは地域福祉センターにおいて実施するとなっていますが、十分な体制があるということなのでしょうか。

⑤ご遺体の埋葬、ご遺体の処理が発災10日以内となっていますが、これで十分なのでしょうか。

6番目、被災者生活再建支援法による支度金とは、どのようなものですか。また、その財源についてもお示しください。

7番目、大規模で広範囲な被害が想定される中、町の災害対策の中核の運営に支障が出ないようにとの観点から、美浜町災害対策本部規則（昭和37年12月26日規則第2号）での内容で問題はありますか。

8番目、美浜町災害ボランティアセンターの設置及び運営について、その内容等をお示しください。

9番目、財務省近畿財務局和歌山財務事務所との災害時の避難に必要な物資の備蓄に関

する協定書における現況をお教えてください。

10番、最後ですが、地区別避難計画、戸別避難計画、戸別の戸は家庭という意味で扉の戸であります。個人別避難計画、全て仮称でありまして、先日の地震津波対策特別委員会の行政視察研修にて紹介された先進地区での取組であります。

午前中の山崎議員との質問とも重複しますが、これらの作成は住民の安全に直結すると思慮され、なおかつ、町長の一人の犠牲者も出さないという公約から、ぜひとも薦めるべきと考えられますが、いかがでしょうか。

以上、何か多くなって申し訳ありませんが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員のご質問、防災活動についての1点目、被害想定において、人的被害に関して現状との乖離が大きく見直すべきと思慮されますがいかがでしょうか。また、消防施設防火水槽や消火栓の被害想定も考慮すべきではないでしょうかにお答えいたします。

まず、人的被害に関しましては、令和7年7月に、国における南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更され、人的被害を含め見直しされたところでございます。そのことに伴い、現在、和歌山県においても南海トラフ巨大地震及び東海・東南海・南海3連動地震による被害想定の見直しが行われており、県の見直しが終わり次第、美浜町も人的被害や消防施設、防火水槽、消火栓などの被害想定も含め見直しを行う予定にしています。

2点目の避難場所（役場・地域福祉センターを除く60数か所）において、飲料水、主要食糧及び毛布の供給、その他必要な措置の実行方法を教えてください。また、職員の派遣はどうなっていますかにお答えいたします。

地域防災計画第6部第4章第3節に記載されている避難場所とは、谷議員ご質問の地域防災計画資料編のIV-3に記載されている避難場所ではなく、避難所についての内容ですので、今後は計画を修正するとともに、その旨ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

避難場所は、災害発生時の住民が一時的に避難し、一定期間安全を確保するための場所であり、利用の際は津波警報以上が発表されていると思っておりますが、巨大地震が発生すれば、1日を超える長い時間滞在していただく拠点となります。また、津波警報、大津波警報が発表された場合、直ちに高台等の安全な場所へ避難しなければなりません。避難場所においては、主要食糧及び毛布等の備蓄品を大半は備えておりません。応急的に避難者自身で避難所に備えている備蓄品を自主防災会等で供給していただいたり、備蓄品を備えていない避難場所については、現状はご自身でご用意したもので一時をしのいでいただくこととなります。

また、地区内の避難場所が複数あることから、自主防災会とも協議の上で、前年度に無線機を各地区3台追加配布したことから、携帯電話が使えなくなった後でも地区内において連絡が取れるような体制をつくっています。

次に、職員の派遣につきましては、ケースによりまして、津波警報等の発表時は役場職

員も被災者であることから、職員の派遣や物資の供給は難しいと思います。なお、状況が落ち着けば、災害対策本部において協議した内容により、職員を避難場所に派遣し、避難者に対して救護等必要な措置を講じるものと考えております。

しかしながら、碓井議員への回答と重複になりますが、避難場所の多くに備蓄品が備わっていないのが実情であり、どこに避難しても快適とまでは言えませんが、天候のリスクを回避でき、滞在できるよう備蓄物品の充実に努めたいと思います。

3点目、各避難所施設において、施設管理者、派遣職員、収容可能人数、また運営基準をお示しください。また、国際基準とも言われるスフィア基準との整合性についても併せてお示しくださいにお答えいたします。

各避難所施設管理者については、町長である私でございます。

派遣職員については、災害発生からある程度状況が安定した後、担当職員が派遣されますが、状況により派遣できる人数に違いが出る可能性が大いに考えられるため、派遣職員の人数や特定の職員の配置を決めておりません。

収容可能人数ですが、旧三尾小学校600名、松洋中学校1,060名、畜産センター35名、中央公民館104名、松原小学校775名、松原地区公民館63名、美浜町地域福祉センター369名、和田小学校625名、入山分館70名、合計3,701名となっています。

また、運営基準については、当町の避難所運営マニュアルでは、1人当たり荷物スペースを含め3㎡程度で、要配慮者については4㎡程度を目標として居住空間を確保、また、車椅子での通行を考慮して1m以上の道幅を別途確保するとなっております。

国際基準と言われておりますスフィア基準では、避難者1人当たり3.5㎡の居住スペースを確保することが指標となっており、それを踏まえた上で、確かに快適性の追求は重要なことではありますが、避難者の状況は様々であることが想定されます。例えば、負傷された方、感染症にかかっている方など、限られた避難所の面積の中で避難所運営マニュアルに記載しております1人当たり3㎡の面積を確保することも難しい状況になることも考えられます。また、限られた面積で、全ての避難者が雨風をしのぎ、命をつないでいかなければなりません。

以上のことから、当町における現状の体制では、スフィア基準の指標を満たすことは困難な状況ではありますが、今後、計画等の改善を推進し、整合性の取れた基準の実現に努めてまいります。

4点目の炊き出しは、地域福祉センターにおいて実施するとなっておりますが、十分な体制があるということでしょうかにお答えいたします。

災害時の炊き出しについては、被災者に温かい食事を届け、心身の健康を支えるものです。能登半島地震に派遣した職員からも、帰庁後に炊き出しや食について報告を受けており、私としても非常に大事な要素だと思っております。

地域防災計画の災害応急対策計画第6章第4節食糧供給計画の6の②炊き出しの実施に

ついて、美浜町地域福祉センターにおいて実施するとあります。福祉センターという施設をほかの施設と比較した際に、2階に厨房があり、1階までが浸水想定ですので、浸水を免れるという点はあると思いますが、それで十分な体制があるという趣旨ではありません。

また、別ページにボランティア受入れ計画があり、ボランティアの受入れ及び拠点が地域福祉センターであるということになります。過去の大災害の事例からも、炊き出しについては日本国内から多くのボランティア活動の実績がありますので、町としても炊き出しの協定先があるものの、大災害時にはボランティアの方々にも期待をしたいと思います。

5点目の遺体の埋葬、遺体の処理が発災10日以内となっていますが、十分なのでしょうかにお答えいたします。

災害救助法施行令の規定に基づく内閣府の告示により、救助の程度や方法及び期間などの原則的な基準が定められており、その基準において、遺体の埋葬や処理については災害発生の日から10日以内に完了しなければならないと規定されているため、地域防災計画においても同様の日数を定めております。日数は、災害救助法施行令第3条第1項の規定に基づく基準であり、同条第2項において基準の日数では救助の適切な実施が困難な場合には、知事は所管する大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができると規定されております。

災害は、規模や様態、発生地域の環境によって、その対応は大きく異なり、国の基準や地域防災計画では定めております10日で十分な対応ができる場合や、犠牲者が多い災害では10日以上の日数を要することも考えられ、救助に万全を期する観点から、法の規定に基づく期間の延長など柔軟に対応いたします。

6点目の被災者生活再建支援法による支援金とはどのようなものですか。また、その財源についてもお示しくださいにお答えいたします。

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の再建を支援する制度です。

対象となる自然災害は、災害救助法の適用基準を満たす規模の災害や、10世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村での災害などです。

対象となる被災世帯は、住宅の全壊や半壊または敷地に諸被害が生じ、やむを得ず住宅を解体した世帯、災害により危険な状態が継続し居住することができなく長期避難している世帯、補修を行わなければ居住することが困難な大規模半壊世帯や中規模半壊世帯などがございます。

支援金の額につきましては、住宅の建設、購入の場合で、全壊や解体、長期避難では300万円、大規模半壊では250万円、中規模半壊では100万円となっています。申請につきましては、市町村が受付を行い、都道府県が取りまとめ、都道府県が支給事務を委託している公益財団法人都道府県センターへ送付され、同センターから支援金が被災世帯へ支給されます。

支援金の財源につきましては、47都道府県の拠出金と拠出金に係る運用益の基金であり、支給された支援金の50%は国が補助金として都道府県センターへ交付、負担しております。

7点目の大規模で広範囲な被害が想定される中、町の災害対策の中核の運営に支障が出ないようにとの観点から、美浜町災害対策本部規則（昭和37年12月26日規則第2号）で問題はありますかとお答えいたします。

美浜町災害対策本部規則は、町災害対策本部条例に基づき組織及び運営について定めたものとなっており、現在の災害対策本部規則の改正については、主に機構改革等に伴う各部の課の名称変更、事務分掌の変更が主となっています。

今後については、和歌山県の新たな被害想定が県から公開された次第、大幅な地域防災計画の修正が必要となってくることから、その際には課のおおのこの事務分掌の変更を含め再考していきたいと考えてございます。

8点目の美浜町災害ボランティアセンターの設置及び運営について、その内容等をお示しく下さいにお答えします。

美浜町災害ボランティアセンターについては、町災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めるとき、美浜町社会福祉協議会に運営を要請するものとなっています。

また、災害ボランティアの受入れ及び活動指示等に関することが業務内容となっており、主にボランティアとしての受入れとなるため、現場への移動や作業は自己完結をお願いすることになるのですが、災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償はボランティア保険により対応し、その費用及び活動に必要な資機材等は町において負担するものとなっています。

9点目の、財務省近畿財務局和歌山財務事務所との災害時の避難に必要な物資の備蓄に関する協定書における現況をお教えくださいにお答えいたします。

財務省近畿財務局和歌山財務事務所と締結しています災害時の避難に必要な物資の備蓄に関する協定書に関しては、平成28年11月28日に締結し、毎年3月31日を期間満了日として、申出がない場合は、期間満了日の翌日から1年間自動的に更新するような形となっており、今日に至るまで契約は継続されています。

契約内容としましては、美浜合同宿舍（美浜町大字吉原字尾ノ上98番地の2）の2号棟401号室、402号室、404号室、3号棟401号室、402号室に災害時の避難に必要な物資を備蓄していただくものとなっています。

また、備蓄物資に関しましては、抗菌レザー調スリッパ240足、採集コンテナ平底7個、FM—AM2バンドレシーバー5台を備蓄していただいております。備蓄場所の使用料に関しては無料となっております。

なお、現状においては、近畿財務局和歌山財務事務所から終了の申出を受けていませんので、今後も本契約に関して継続されるものと考えています。

10点目の地区別避難計画、戸別避難計画、個人別避難計画、全て仮称で、先日の地震津波対策特別委員会の行政視察研修にて紹介された先進地区での取組です。これらの作成は住民の安全に直結すると思慮され、なおかつ町長の一人の犠牲者を出さないという公約から、ぜひとも薦めるべきと考えられますがいかがでしょうかにお答えいたします。

住民への津波避難については、現状においても家族間での避難場所の確認、また、生徒・児童・園児が通園・通学中における避難場所の確認等も行ってきています。

また、避難行動要支援者の方々には個別避難計画を作成しており、現状ではそれを考慮した上での個々の避難対策を行っていただきたく考えております。

なお、和歌山県が津波浸水想定を今後見直すことから、それに伴い避難場所等を含め再編が必要な場合は、各地区自主防災会と協議の上、避難場所の指定を進めていきたいと考えています。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 長々と質問したばかりに、大丈夫ですか、町長、体調のほうは。

また再質問を、どうしてもしたいところが何点かあります。何点というかいっぱいありますので、またちょっと長くなりますが述べさせていただきます。

まず、1点目。まず、県の見直しの後に町は見直してくださることなので、これはこれでしっかりと見直しをお願いしておきます。

ただ、この質問の趣旨はですね、現状と想定にある乖離、要は25%程度上振れがあると思うんですけども、これの対応のためにですね町が大事なリソースをここにいたずらに割かざるを得ないということがあり、無駄とは申しませんが、そのような事を避けるための質問であるということをご理解ください。

再質問で、例えば被害想定の中で、南海トラフ巨大地震における人的被害想定における死者、負傷者、避難者の合計と想定人口との間にそごがあるように思われますが、これは、私の勘違いか。何かお答えがあればお願いしときます。

最初に申し上げますが、細かな数値であるとか、そんな程度の答弁を担当課のほうでしていただいて結構で、ぜひとも町長にというのは、町長とご指名をさせていただきますので。

2点目の避難場所での対応の件ですが、今、避難所であるということでした。この質問を避難所同様にこの避難場所をグレードアップするののかということを知りたくて出したわけですけども、これはもう午前中のやり取りをお聞きしましたので、もう再質問はいたしませんので、これはこれで結構です。

3点目、ここは少しちょっと町長に感覚でお答えいただきたいんですが、避難所の収容可能人数は3,701名、合計人数の数も問題ですけども、ちょっと地区によって過不足というか偏りが、ざっと言うと松原地区だけでは少ないのではないかと。当然移動していただくのでそれはそうだと思いますが、そのあたりに今のこの状況で見直しもされるということですけども、問題意識等は持っておられないのか。

避難所の運営はもういいですね。町の運営マニュアルとご答弁いただきましたけれども、そのマニュアルというのは、小職、見た記憶がないので配布を求めたいです。この点については議長、議会後でも結構ですので、その配布についてお取り計らいをお願いしたいと思います。

それと、ここの3点目での再質問ですけれども、避難所以外での避難者への対応はどうかされるご予定でしょうか。これも見直すというそういうのがあって、そこに内包されるのであればそれはそれで結構ですけれども、今お答えできるのであれば、これはもうご担当者からお答えいただいて結構です。

4点目、炊き出しの件です。ハード的には、町を見渡すと地域福祉センター、これ一択なのでしょう。やはり、どう考えても。ただ、ハードは問題ないというか、そうだと思いますけれども、運営に当たる人員が、僕、気になっているんですね。だから、答弁の中にもボランティアの方々に期待というふうな文言もありましたけれども、ちょっとこれは他力本願ではないのでしょうか。そのあたり、もっとしっかりとした体制を構築すべきではないでしょうか。これはお答えいただきたいです。

5点目、これはもう柔軟な対応をするとご答弁いただきましたので、これで結構であります。

6点目は、支援金については、内容はよく分かりましたので、財源のほうも国・県というかそういうことなので、確認の質問はあまりよくないですが、町自体の持ち出しはないということよろしいのでしょうか。

7点目、これも再考されるということなので、可能な限り災害被害時への対応ということで想定を再考していただきたいというので、そういう考えをしてください。これも申し述べておくだけで結構です。

8点目、大規模災害では数十人から100人単位のボランティアの来町も想像されます。また、こういう方が来ていただかないと立ちいかないというような側面もあろうかと存じますが、そこでボランティアセンターは社会福祉協議会への運営を委託ということでありましたので、この社会福祉協議会の現在の体制、人員等ですね、どうなっているのかというのを伺います。

9点目、物資の備蓄の件であります。この協定は当然続けていくべきだろうと思います。ただでという言い方は語弊ありますが、倉庫が手に入るわけですから。ただ、お答えいただいた部屋の数からすると、かなりスペースというか空きに余裕があると存じます。ですから、備蓄物資の拡充の申入れ等は行われませんか。行われるべきと考えますが、いかがですか。

最後です。いろいろと対応を進められていることはよく承知をしています。午前中も山崎議員とのやり取りと全く同じようなことですが、先日の地震津波対策特別委員会視察研修で行った静岡県での地区別の防災計画や個人別、向こう、私のというふうな表現をされておりましたが、避難計画の策定を行っていました。これはウェブによるアプリで避難計

画を策定し、クラウド上に保存ができ、また、それはいつでも更新なり編集なりが可能でありました。自宅からアクセスすると、画面の雰囲気は大体つかめました。地区を選ぶところがありますのでいかんともし難かったことですが。

確か研修のときお聞きして記憶違いだったら申し訳ないんですが、費用的には100万か200万か、何か想像以上に安い金額のお答えを県当局の方からいただいた記憶があります。そんな費用で、それはまた県単位の費用ですからね。美浜町だとまた、人数が少なから安くなるわけでもないんですけども、アプリケーションですので。いずれにしても簡便ですばらしいことだと存じますが、ここはもう町長のお考えは、山崎議員とやり取りをされていましたが、再度、私自身は取組を進めるべきと思っている施策でありますので、町長のお考えを再度お答えいただきたいです。

以上、答弁求めます。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の再質問にお答えいたします。

私からお答えできる部分は私からさせていただいて、あとは担当課長に答弁させます。

1点目のそごの関係ですけれども、この3点目もそうなんですけれども、この人数につきましては、私も今までなぜここでこうしてきたのかなというのも不思議に思っております。だから、今後見直すということもありますので、もうそこはご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、4点目の炊き出しの関係ですけれども、もちろんボランティアの方々にも、大規模災害になったらいろんな方が入って来られるとテレビでも拝見したりしているんですけれども、各地区の地区防災のところにも炊き出し班というような方を書いて、私どもに今報告をいただいております。だから、そういう方にも炊き出ししていただけるのもあると思いますので、もちろん炊き出しの道具ですか、そういうのもそろえておりますので、そういうことも期待したいというふうに思っております。

8点目のボランティアセンターの関係ですが、町が町の社会福祉協議会に要請をします。そうなりますと、町の社会福祉協議会は今度、県の社会福祉協議会にお願いをして、そういう災害時の相互支援協定を結んでおります。大体ブロックで動くらしいんですが、うちのほうだったら近畿ブロック。大災害の場合は近畿ブロックでいろんなところから呼んで来ていただけるというところもありますので、今、もちろん美浜町の社会福祉協議会は2名ですが、これはもうご心配しなくても、皆さん、県がいろんな方法でボランティアセンターの職員を寄せてくれるということになっております、と聞いております。

それと10点目のこういうアプリなんですけれども、随分した担当課長からも、これはすばらしいというふうに聞いております。そこはまた、本当に研究させていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

まず、1点目のご質問でございます。

今、町長からもお答えさせていただいたんですけれども、人数のそごにつきましてですね、県の被害想定を抜粋したものでございまして、なぜ合っていないのかなというところもですね、今現状、私どもも思ったところございまして、今後ですね、国の見直しもありまして和歌山県の見直しもある中でですね、当町も地域防災計画を見直しまして、その辺の数字の整合性というものを求めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

それから、3点目のですね避難所運営マニュアルについてということでございます。

これにつきましては、美浜町にですね避難所運営マニュアルというのが、小規模避難所、大規模避難所というマニュアルがございまして、その辺に関しましては、後日ですね、議員の皆様にも配布をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、同じく3点目のですね避難所以外での避難者への対応はというようなご質問であったかと思ます。

これにつきましては、原則的には皆様、避難所へ避難していただくということになるかと思うんですけれども、避難所において名簿を作成したりですね、状況把握というのは行うかと思うんですけれども、なるべくというか今後ですね、できるだけほかの皆様もですね避難所へ避難していただけるようにですね努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、6点目の被災者生活再建支援法による支援金ということについてであります。

この町の持ち出しはないのかというようなご質問だったかに思ます。これにつきましては、全都道府県の拠出による基金からの支援金と拠出金に係る運用益の基金でありまして、支給された支援金の50%は国が補助金として都道府県センターへ負担されるものでありますので、美浜町としての持ち出しはないというふうに認識をしております。

それから、9点目になります。財務省近畿財務局の和歌山財務事務所との災害時の避難に必要な物資の備蓄に関する協定書についてであります。

この協定自体につきましては、本当に大変ありがたいことございまして、災害時の避難に必要な物資を備蓄していただいております。先ほど答弁にもありましたけれども、スリッパであったりですね、平底のコンテナであったり、FM-AMのバンドレシーバーであったりですね、そういうようなものを和歌山財務事務所様にですね備蓄をいただいております。今後長く続けていただくためにも、こちらがまだほかにちょっと何かを置いてほしいというようなことはなかなか切り出せないのが現状であるかというふうに考えています。

ただ、町が用意した備蓄品とか、先ほど議員おっしゃられましたように、空きスペースがあるんじゃないかというようなお話もあったかと思ますので、この辺に関しましては、厚かましいお願いではあるかと思うんですけれども、財務事務所様にですね一度話はして

みたいかなというふうには考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） ほぼ充足できるご回答をいただきました。ちょっと気になっているものだけ、2点ほどだけですか。

ボランティア、今の社協の体制でして、どうするんやろうなというのが単純に思っていたら、県へ依頼してブロック単位でされると、それはそれで安心ができて、ちゃんと体制はあるんだろうと。ただ、ボランティアも何百人か分かりません、たくさん来られる。そうすると町の災害対策本部の中だけで大丈夫なのか。

やはりこれはちょっと質問が飛躍するかも分かりませんが、以前も申し上げたように、これはこれとして応援物資というか、いろんな物資送られてきた物資の集積というかそういうのも兼ねて、このボランティア、他のブロック地区からもいただくそのボランティアの運営の方、ボランティアの方、そういうことをやはり町としてしっかりとしたボランティアセンターなるものは必要ではないかなと考えますが、その点、お考えをお聞きしたいというのと。

前後して、最初に言ったらよかったんだけど、今、財務局へのお話ですけれども、そんなやっぱり言いにくいんですかね。単純に、町長は住民の安心安全、財務省と云ったら国ですので、国民の安心安全というのは、僕は全くイコールなので、当然置かせてくれて当たり前には僕は思うんですけれども。国有財産でもありますしね。ということは我々の財産であるわけですから。それも何か不当に変な利益が発生するような使用をするわけでもありませんので、当然にして置かせてくれるべきというのが通常の心理だと思いますけれども、その点も含めて一度言ってみますじゃなく、必ず置けるような体制を構築しますぐらいの勢いを求めますが、その2点お願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 町でも、ボランティアセンターのしっかりしたものをということでございますが、このボランティアセンターにつきましては、社会福祉協議会の職員はいろいろなことで研修もしております、我々、分からない者がするより、こういう専門の人をお願いしてですねやってもらうほうがスムーズに対応できるのではないかとこのように考えておりますので、やはりボランティアセンターは社会福祉協会にこのように考えております。

先ほどの多分、課長が答えた宿舎の置いている部分ですけれども、向こうに品物をもつと出してくれというように我々は受け取っていたので、議員言われているのは、空いてるんでうちの物資を置かせてもらえということですね。だから、多分、後から課長が答えているのは、その分についてはお願いしていくというふうには答えているつもりですが。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） すみません、僕の再質問の仕方が悪かった。ボランティアセンターの運営を町でということじゃなくて、センターの箱物が必要じゃないかということをお聞きしたつもりだったんです。言葉足らずで申し訳ございません。

前回のときも少しお聞きしたような記憶がありますが、こんなふうに今日の一般質問でも同僚議員はほとんど、この災害の対応についても大変心配をして、住民の方もこのあたりが一番のご心配だと思います。また、議会報告会におかれても、ご来場いただいた住民の方は、ほとんどこの件に触れられておりました。災害対応についてですね。

ですから、それは、美浜町はこれだけの構えをして安心だよと、藪内町長としては、一人の犠牲者も出さない、強く優しいというのをするためには、僕は箱物であります、ボランティアセンターていうのが必要だと存じますが、最後にそのお答えだけお願いして、僕の質問を終わります。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

以前も谷議員に多分お答えしたとは思いますが、任期中には、今せんらんことをやっていきたいという、この間の答弁と同じでございます。

○議長（繁田拓治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時十二分散会

再開は、19日金曜日午前9時です。

終わります。